

平成 22 年 第 1 回

三重県議会定例会会議録

(6 月 14 日)
(第 15 号)

第
15
号
6
月
14
日

平成22年第1回

三重県議会定例会会議録

第15号

○平成22年6月14日（月曜日）

議事日程（第15号）

平成22年6月14日（月）午前10時開議

第1 県政に対する質問

〔一般質問〕

会議に付した事件

日程第1 県政に対する質問

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	長	田	隆	尚
2	番	津	村		衛
3	番	森	野	真	治
4	番	水	谷	正	美
5	番	杉	本	熊	野
6	番	村	林		聡
7	番	小	林	正	人
8	番	奥	野	英	介
9	番	中	川	康	洋
10	番	今	井	智	広
11	番	藤	田	宜	三

12	番	後藤	健一
13	番	辻	三千宣
14	番	笹井	健司
15	番	中村	勝
16	番	稲垣	昭義
17	番	北川	裕之
18	番	服部	富男
19	番	末松	則子
20	番	中嶋	年規
21	番	竹上	真人
22	番	青木	謙順
23	番	中森	博文
24	番	真弓	俊郎
25	番	眞館	直人
26	番	日沖	正信
27	番	前田	剛志
28	番	藤田	泰樹
29	番	田中	博
30	番	大野	秀郎
31	番	前野	和美
32	番	水谷	隆
33	番	野田	勇喜雄
34	番	岩田	隆嘉
35	番	貝増	吉郎
36	番	山本	勝
37	番	森本	繁史
38	番	吉川	実
39	番	舟橋	裕幸

40	番	三 谷	哲 央
41	番	中 村	進 一
43	番	西 塚	宗 郎
44	番	萩 野	虔 一
45	番	永 田	正 巳
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	萩 原	量 吉
50	番	藤 田	正 美
(51)	番	欠	員)
(52)	番	欠	員)
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	大 森	秀 俊
書 記 (事務局次長)	高 沖	秀 宣
書 記 (議事課長)	原 田	孝 夫
書 記 (企画法務課長)	永 田	慎 吾
書 記 (議事課副課長)	米 田	昌 司
書 記 (議事課主査)	坂 井	哲
書 記 (議事課主査)	竹之内	伸 幸

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	野 呂	昭 彦
副 知 事	安 田	敏 春
副 知 事	江 畑	賢 治
政 策 部 長	小 林	清 人

総務部長	植田 隆
防災危機管理部長	東地 隆司
生活・文化部長	山口 和夫
健康福祉部長	真伏 秀樹
環境森林部長	辰己 清和
農水商工部長	渡邊 信一郎
県土整備部長	北川 貴志
政策部理事	梶田 郁郎
政策部東紀州対策局長	小林 潔
政策部理事	藤本 和弘
健康福祉部理事	浜中 洋行
健康福祉部こども局長	太田 栄子
環境森林部理事	岡本 道和
農水商工部理事	林 敏一
農水商工部観光局長	長野 守
県土整備部理事	廣田 実
企業庁長	高杉 晴文
病院事業庁長	南 清
会計管理者兼出納局長	山本 浩和
教育委員会委員長	牛場 まり子
教 育 長	向井 正治
公安委員会委員	谷川 憲三
警察本部長	河合 潔
代表監査委員	植田 十志夫
監査委員事務局長	長谷川 智雄

人事委員会委員長

飯 田 俊 司

人事委員会事務局長

堀 木 稔 生

選挙管理委員会委員

沓 掛 和 男

労働委員会事務局長

小 西 正 史

午前10時0分開議

開 議

○議長（三谷哲央） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

○議長（三谷哲央） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。31番 前野和美議員。

〔31番 前野和美議員登壇・拍手〕

○31番（前野和美） それでは、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。自民みらい、津市選出の前野和美でございます。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、最初に、農業政策について。

まず、農地・水・環境保全向上対策について伺いますが、その前に、まず、これをごらんいただきたいと思います。（パネルを示す）これは、青森県田舎館村の2007年の作品で、田んぼアートと呼ばれています。1.5ヘクタールの水田に地元ブランドの米、つがるロマンという米をベースにして、古代米の黄色い葉の稲と、紫色の稲を使ってこの絵を描いています。この作品を見るために24万人の人が訪れたそうです。役場の屋上に城の形をした天守閣がありまして、その天守閣の展望台から眺めるといふ、そんなことになっておるよ

うです。

これも次に。(パネルを示す)この田んぼアートは、少し色は薄いのですが、愛知県安城市の田んぼアートで、5月15日に田植えをされたそうです。7月になるとすばらしいアートが完成するそうですが、先だって現地に行って、この写真を撮ってきました。9月25日には稲刈りが予定されているようでして、3カ月間楽しめるということで、安城市のデンパークの近くでこの田植えがされたようです。

(パネルを示す)この図柄は、田植えをするための図案で、設計図になるようです。ここにA、B、C、Dと分かれています。これは、田植えをする班を決める区割り、このように区割りを決めておいて、それぞれ色の違った稲苗を、この安城市の場合は、参加者が500人ぐらい参加されて田植えをされるそうです。

こんな格好で田んぼに色の違う苗を植えて、それが完成すると一つのアートになってしまうというすばらしいできれば、大変楽しみなものですが、実は、田んぼアートのことを少し御理解いただいたところで地元の話をしていただくんですが、新聞等でも見られたと思いますが、津市の榊原町で田んぼアートに取り組みられています。この榊原町の田んぼアートは、実は、昨日開催をされまして、田植えの体験イベントが開催されました。私も参加をさせていただきましたが、これは、古代米の苗の色が違うことの特徴を生かして田んぼに稲で絵を描こうというもので、三重県では初めての取組だそうです。この取組は、榊原温泉田んぼアート実行委員会と榊原みずすまし会の主催により、地域の活性化を目的として実施をされるもので、御存じのとおり、榊原町というのは「枕草子」で有名な日本の三名泉とうたわれた榊原温泉があることもありまして、集客を目的の一つとしており、榊原温泉振興協会もこのイベントに協賛をいたしております。

田んぼアートの原画は、地元榊原小学校の児童が青山高原の風車を題材として描いたもので、採用された作品だけでなく、すべての応募作品が榊原温泉の郵便局に展示をしていただいて、地元の方々にも見ていただいていると、

そんなことをやっていただいております。(パネルを示す)これが、今回採用された榊原小学校の生徒さんの作品です。それで、また、田んぼに苗を植えるに当たっては、地元の久居農林高校の生徒さんたちが田んぼを測量して、デザインを田んぼに描く作業を行ってくれました。このように、田んぼアートは、様々な創意工夫により、地域を挙げての取組となっており、私も大変感心をいたしました。

7月の中旬ごろから苗が色づきまして、田んぼアートが見られるようになるそうですので、皆さんもぜひ榊原へお出かけをいただきまして、ごらんをいただければというふうに思います。

ちなみに、絵を描く絵の具は、古代米の紫色が、ムラサキイネというんですが、それがこのアートの茶色い部分、(パネルを示す)タワーのちょうど足になる部分というか、輪郭を描いた部分、これが紫色の苗でございまして、黄色い、ダイコクイネというんだそうですが、黄色い部分はダイコクイネ、葉の黄色い稲を植える。青い、緑の部分は、キヌヒカリという苗が植えられるようでして、秋の取り込みが同じ時期になる苗をそろえてここに植えるという、そういうことだそうです。

この取組ですが、榊原温泉振興協会からの協賛金もあるんですが、農地・水・環境保全向上対策の一環として、国、県、市からの補助を受け、実施されているそうです。榊原町で農地・水・環境保全向上対策に取り組んでおられる榊原みずすまし会には、地域の農業者をはじめ、榊原まちおこし会、榊原土地改良区・営農組合、温泉振興協会、旅館組合、老人クラブ、榊原小学校など地域の様々な団体が参加をしています。これまで、水路、農道、ため池などの農業用施設の点検、補修はもとより、地域に生息する生き物の調査やホテル観察会や保全活動など、いろいろな地域の活性化に取り組まれています。また、今年から新たに取組まれる榊原温泉田んぼアート実行委員会には、みずすまし会が主催であります。さらに、榊原自治会連合会や榊原財産区、それから、JA三重中央農協、津市消防団久居方面団第9分団等が地域挙げての参加で、大変盛り上がっております。

田んぼアートは、榊原温泉の方が東北地方のほうへ視察に行かれて、田んぼアートを見たことがきっかけで、ぜひ榊原でも取り組みたいということで始まったそうであります。昨日の田植え体験イベントでは、町外からもたくさんの方に御参加をいただき、大変盛り上がりおりましたが、何よりも印象的でありましたのは、イベントを運営している地域の方々が、誤解を受ける表現かもしれませんが、大変楽しそうに取り組んでおられ、地域を盛り上げたいという気持ちが手にとるように感じられたことでもあります。このような取組こそ、知事のおっしゃるところの新しい時代の公を担う取組であり、このような取組を広げていくことが、この地で暮らしたい、暮らし続けたい、訪れたいと感じることのできるような、「美し国おこし・三重」へとつながる取組ではないのでしょうか。

この農地・水・環境保全向上対策は、平成19年から23年までの5カ年の事業として取り組まれております。この3月に策定された食料・農業・農村基本計画では、本年度中に中間評価を実施し、これまでの実績や現場の意見を踏まえて効果と課題を明確化した上で、多面的機能の維持の観点から、今後の施策のあり方について検討することとされております。県内でも大変多くの地域でこの農地・水・環境保全向上対策に取り組まれておりますが、私は、この取組は、農業に欠くことのできない農業施設の維持管理という役割はもとより、農村地域の活性化に向けた大変重要な対策であり、5カ年と言わず、今後も継続をしていくべき事業だと考えております。

そこでお伺いをいたしますが、農地・水・環境保全向上対策は、農村地域の活性化に向けた大変重要な対策であり、今後も継続していくべき事業であると考えております。これまでの取組をどのように評価され、今後どのように取り組まれようとしておられるかお伺いをしたいと思います。

続きまして、二つ目の農業生産基盤整備についてでございますが、今年から、稲作農家に向けた戸別所得補償制度のモデル対策が始まりました。これは、生産調整の考え方を大きく転換するもので、稲作への所得補償というメリット措置とすることで、生産調整の参加を農業者が選択できる制度となっ

ております。生産過剰により米価が暴落しないかという心配をしながらも、水田を中心とする本県農業にとって、大変影響の大きい、農家の収入増に直接つながる効果的な取組として期待をしているところでもございます。

しかしながら、農家の経営を考えたとき、戸別所得補償制度が実施をされても、小規模農家では赤字が解消されるような状況ではなく、今後も水田農業が安定的、持続的に営まれていくためにも、戸別所得補償制度とあわせて、経営規模の拡大に向けた取組を進めていくことが必要ではないかと思っております。

このため、営農の省力化を図り、担い手への農地の集積、大規模経営化を進めることが必要であります。そのための農業基盤整備が必要なのではないのでしょうか。

また、3月に策定をされました食料・農業・農村基本計画では、農業の基盤は土地と水であり、良好な営農条件を備えた農地や農業用水等を確保するための農業生産基盤の保全管理、整備は、我が国の農業生産力を支える重要な役割を担うものであると記述されております。農業生産基盤の整備では、我が国の農業を支える大変重要な役割を担っています。しかしながら、国の農業農村整備事業予算は5772億円から2139億円と大きく削減をされ、対前年比36.9%となっております。実に60%を超える削減が行われました。これとは別に、農山漁村地域の基盤整備を進めるとして、1500億円の交付金が新たに創設をされたものの、国の農業基盤整備に係る予算は半減をしております。本県で今後も安定的に稲作が営まれていくためには、農家が必要な所得を確保できる経営基盤を確立していくことが大変重要であります。戸別所得補償制度により一定の対策が実施をされようとしているものの、これに加え、経営規模の拡大に向けた支援策が必要であります。いわゆる農業経営を確立するための総合的な支援策が必要なのではないのでしょうか。

地域の農業者の皆さんからは、営農の省力化を図るための農業基盤整備の要望をたくさんいただきます。例えば、農業用水のパイプライン化による水管理の省力化などが求められており、農業基盤整備の着実な推進が望まれております。また、本県の農業生産基盤の整備状況を見てみますと、これまで

整備してきた頭首工や用水路などの農業用水利施設の約半数が30年以上となっており、そのうち約1割は施設が40年以上経過をしている。これらの施設の機能を維持していくためには定期的な補修が必要でありますし、施設の耐用年数を考えたときには改修も必要となってまいります。国の予算が大きく削減された状況で、経営規模の拡大に必要な農業生産基盤の整備や農業施設の保全管理が、これまでのように実施できるのでしょうか。

そこで何うわけですが、農業生産基盤の整備は我が国の農業を支える大変重要な役割を担っています。国の予算が大きく削減をされましたが、農業生産基盤の整備や保全管理に向け、どのように取り組まれようとされているのかお伺いをいたします。

以上です。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 農地・水・環境保全向上対策あるいは農業基盤整備について、るるお話、お尋ねがございました。農業につきましては、安全で安心な食料を安定的に供給いたしますとともに、景観の形成など多面的な機能、これを安定的に発揮できるということが大切でございます。

このため、良好な営農条件を備えました農地におきまして、多様な担い手によります安定的な農業経営が展開されること、また、農地や水路をはじめとする資源を共同で管理、活用できる地域活力というのを育てていくということが必要不可欠であると考えております。

こうした安定的な農業経営や地域の活力づくりというためには、農業農村の整備や農地・水・環境の保全向上、これを計画的かつ的確に進めていくということが重要でございます。

また、御紹介いただきました田んぼアート、これは、農村自らへの誇りも高める、あるいは楽しみも増していく。それから、周りに対しましても、広く農業への理解を高める、そういったことにもなる取組であると、こう思っております、御紹介いただいたこと、ありがとうございます。

いずれにしましても、今後、こうした対策というものは必要でございます。

必要な予算の確保あるいは事業の継続について、国に対しても要望をいたしていきたいと、こう考えております。

残余につきましては担当部長のほうからお答えいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 農業政策につきまして知事の答弁を補足させていただきます。

まず、農地・水・環境保全向上対策についてでございます。

農村集落では、共同で農作業などを行うことによりまして、地域住民のきずなを育てまして、地域の課題を解決していく機能、いわゆる集落機能が失われてきている現状がございます。そこで、この集落機能を強化するために、平成19年度から国の支援を受けまして、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組んでおりまして、現在、県内で308組織、約1万4700ヘクタールの農地におきまして、水路や農道などの生産資源の保安全管理だけではなく、生態系の保全、景観形成活動など、地域の活性化に向けた取組を進めているところでございます。

平成21年度は、5カ年の事業期間の中間年となることから、これまでの取組の中間評価を行ったところでございます。この評価の中では、事業が集落機能の活性化に効果的で、地域活動における人材育成につながっていること、事業の継続が重要であることなどが明らかになってきたところです。その一方で、活性化に向けた積極的な話し合いや自主的な活動にまでつながっていない集落が多くあることもわかってきております。

そこで、地域住民の意識向上と地域づくり活動の質的向上を図るとともに、活発な活動が継続的に展開されるためには、引き続き、農地・水・環境保全向上対策事業を実施していくことが重要であると考えております。そこで、国に事業の継続を働きかけるとともに、活動している組織間の情報共有を図りまして、活動の質的向上、活動範囲の拡大を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業生産基盤の整備についてのお尋ねでございます。

国の平成22年度予算編成では、農業農村整備関係の予算は、新たに創設されました農山漁村地域整備交付金と合わせましても、対前年比約50%となっております。こうした状況から、本県では、必要な予算を確保するため、国の追加割り当てを活用いたしまして、平成21年度の2月補正予算として、農業農村整備事業の予算を計上いたしましたところです。その結果、平成22年度の農業農村整備関係予算は、14カ月予算といたしましては、対前年比101%の約97億5000万円となっております。

また、事業の実施に当たりましては、老朽化した施設を単純に更新するのではなく、適切な時期に適切な補修を行うことで施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを軽減する手法を積極的に採用するとともに、営農の省力化に効果的な農業用水のパイプライン化について、コスト削減に向けた県独自の工法により取り組んでまいります。

今後も、選択と集中をより一層進め、効果的な事業の実施やコスト削減を進めるとともに、必要な予算の確保について国に強く要望してまいります。

〔31番 前野和美議員登壇〕

○31番（前野和美） どうもありがとうございました。積極的な答弁が余り聞かれなかったんですが、先ほども申し上げましたが、農地・水・環境保全向上対策は、地域の活性化に向けた大変重要な取組であるということは御認識をいただいておりますので、24年以降も、農地・水・環境保全向上対策が実施できるように、国にもその必要性についてしっかりと伝えていただきたいと思います。

さて、先週、「美し国おこし・三重」の成果発表会、交流会が、知事も参加されてメッセウイングで盛大に開催をされたということでした。地域には、農地・水・環境保全向上対策をはじめ、他の事業でも、あるいは独自の地域住民によるすばらしい取組がたくさんあります。先ほど、農地・水の地域の活性化に向けた取組を「美し国おこし・三重」につなげていきたいというようなことで私も紹介をさせていただいたんですが、榊原のこの取組は、パートナーグループには登録をされておられませんけれども、既に「美し

「国おこし・三重」の取組となっているというふうに考えております。「美し国おこし・三重」の目指すところは、人と人、人と地域、人と自然のきずなを深め、この地で暮らしたい、暮らし続けたい、訪れたいという、こう感じることができるような美し国・三重の実現でありたいなというふうにも思っております。

現在、「美し国おこし・三重」のパートナーグループというのは、先だっでの質問でも答弁がありましたが、175というふうに聞いたと思うんですが、まだまだ県内にその取組は十分広がっているとは言えないというふうに思います。既に取り組まれている地域の方々とももっと積極的に連携をして、「美し国おこし・三重」の取組を県内全体のものとして、もっと大きな動きとしていかなければならないのかなど、そんなふうに思っておるんですが、「美し国おこし・三重」の取組は、今後は、既に活動してみえる方もたくさんおっていただきますので連携の拡大が必要だと考えておりますが、県の考え方、この辺どのように考えておられるのか。実は、この橿原の田んぼアートにも、理事も来ていただけるかなど期待をしておったのですが、農水商工部の担当の方は来ていただいておりましたんですが、ぜひ、「美し国おこし・三重」とつながりはできるものと思いますので、御答弁をいただければと思います。

○政策部理事（藤本和弘） 今、議員の御指摘がありましたように、「美し国おこし・三重」というのは、私ども実行委員会だけがやっているわけではございませんでして、各部局におきましても、それぞれの取組の中で、「美し国おこし・三重」というのはそれぞれのサイドで進めさせていただいているというふうに理解をしております。

そんな中で、昨日、橿原のほうで田んぼアートがございました。これにつきましては、私も以前からのマスコミ等の報道では存じております。ただ、残念ながら、まだ私どもの登録グループには入っていただいておりますけれども、今後、こういった地道な地域での自主的な活動についても、私どものほうからもいろんなお知恵を拝借するというサイドから、いろんな御意見を伺いながら、こういったグループとも連携して、全県域で取組が進めるよ

うに工夫をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

〔31番 前野和美議員登壇〕

○31番（前野和美） 今回の田んぼアートの実行委員会の取組は、今の時代にマッチをした新しい文化づくりや、人と人、組織と組織のわだかまりのない、様々な年齢の人たちのコラボレーションというんですか、それが過疎化を食いとめる、高齢化を食いとめる、大きな要因になるのではないかなというふうに感じました。地域の主催者の方や参加者の話を聞かせていただくと、主催者だけではなく、それに参加をされた一人ひとりが満足感といいますか、稲が成長して、どんな芸術作品ができ上がるのかなという、そんな楽しみを毎日この田んぼに来て見てみたいなど、そして、ぜひ稲刈りにも参加をしたいという、それぞれ口々に興奮気味に話をしておられましたので、主催者の方は少し不安もあるようでございまして、初めてのことなので自信はないと。これまで、幾つかの組織やたくさんの人とのコラボレーションを大事にして取り組んできた、大変に満足をしているというふうに語っておられました。ぜひ県下各地でも、一緒に取り組まれる地域がありましたら、協力し合いながらしっかりやりたいという、こんなコメントもいただきましたので、申し添えておきます。ひとつ今後ともよろしく願い申し上げたいと思います。

それでは、少し時間が押してきましたんですが、2点目の農村生産基盤の整備についてですが、過去につくられた農業施設は、今も申し上げたように更新の時期を迎えておりまして、計画的に、時代に合ったリフォームをきちんとやっておかないと手遅れになってしまうのではないかなという、そんな感じもしております。

国補事業でも、農業施設の場合は受益者負担が重くのしかかってまいりまして、なかなか手をつけられないという状況にもあります。この自然と環境を維持して住みよい社会をつくっていくためには、国や県、そして、市町の責任においても、ぜひ、農家に負担をかけ過ぎず整備ができる、また、更新ができる、そんなことが望ましいのではないかなと、そんなふうに思ってお

りますが、なかなかそうもいかないと思いますが、しっかりとよろしく願い申し上げて、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目は、名松線の存続につきまして質問させていただきますが、前議会の2月26日に、青木議員からも一般質問の中で名松線の早期全線復旧に向けての要望もございました。県も積極的に介入するべきだという指摘がありまして、その後、復旧作業は放置されたままであり、今年も災害シーズンを迎えようともしております。一向に復旧に向けた声が聞こえてきませんので心配をしておりますが、この状況は明らかにJ R東海側が復旧を望んでいなく、被災区間についてはバスが安全、もとどおりにするだけでは安全は保証できないという見解で押し通されるのではないかなという、地元住民にも焦りが実は出てきております。

もう一度当時を思い出すために、災害後の対応について少し述べてみたいと思うんですが、平成21年10月4日の台風18号によって、名松線43.5キロのうち、家城—伊勢奥津間の区間、17.7キロが被害を受けまして、全線運休になりましたが、10月12日には全線バス代行運転を開始しました。10月15日には松阪—家城間での鉄道運転が再開をされましたが、家城—伊勢奥津間は、当面の間、バス代行運行を継続するとJ R東海が発表しました。10月29日には、J R東海より、家城—伊勢奥津間の復旧は困難であり、バスによる運行に転換するという発表がありました。沿線の美杉町の自治会さん方は、J R東海三重支店に出向き、全線復旧を求め、要望書を提出しておられます。11月2日には、津市が地元住民説明会を開催しました。住民からは、復旧、存続を望む声が強く、J R東海や国に対し要望書を提出し、県知事に対しても、名松線復旧と存続支援を求める要望書が提出されております。津市自治会連合会は、全線復旧を求める署名活動を12月1日から15日まで実施をしまして、11万6268名の署名をつけて、平成22年1月26日に中部運輸局とJ R東海へ提出をされました。このとき、J R東海は、バス輸送が現実的と回答しております。市や県が調査をした結果、J R東海のいう被災状況は相当深刻で、大規模な山腹崩壊が起こっているという現状は確認できなかったということ

になっておりますが、先だつての質問の答弁でも、沢から土砂が線路にまでかぶっているところは16カ所、線路を押し流している箇所は見受けられなかったと。そして、16カ所も含めて、山側の沢から流入する可能性のある不安定箇所は34カ所見受けられたと答弁されておりました。いずれも十分な対策を講じれば安全は確保できるというのが津市と県の見解だと思うのですが、これには間違いはありませんか、お尋ねをします。

その後、J R東海と津市、三重県、そして地元との協議はどのように行われ、全線復旧、存続に向けて話し合いが行われてきたのか、お伺いをさせていただきます。

そして、観光資源としての位置づけにつきましては、自然とマッチングするように走ります気動車は、沿線住民の足だけではなしに、エコ時代にふさわしい乗り物として、観光の目玉として集客に結びつくような取組を三重県や津市、松阪市、そして地元住民が提案していくことが大事だと思います。

何年か前の私の一般質問でも、名松線にお座敷列車かS Lでも走らせたなら、観光資源の開発につながるよと申し上げたんですが、お座敷列車、いわゆるジョイフルトレインは、残念ながらJ R東海は持ち合わせていないという答弁でございました。今だからこそ、県民や市民の夢を走らせるジョイフルトレインをみんなの力で走らせることを考えたらどうかな、そんなふうに思っています。名松線にS Lを走らせる会ができたようですが、県を中心に、関係市や住民が構想を練って見たらいかがでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

それから、2点目の通学時間帯の車両増車について、これも青木先生から2月に質問がありました。名松線の運行状況については、その後どのようにJ R東海と検討、調整されたのかお伺いするんですが、まず1点目ですが、朝の時間帯、松阪から家城まで、白山高校に通う学生が乗る時間帯は、気動車2両編成で走るため、ぎゅうぎゅう詰めなんです、何とか乗れるようです。授業が終わって帰る時間帯、家城発15時58分、3時58分ですね、の松阪行きの気動車は1両編成のために、多数があふれて乗れない状況で、1便後

の気動車を待たなければなりません。その時刻は18時01分、約2時間後の気動車で帰るしかないわけであります。試験日ですと、午前中に終わるために、家城発12時3分、これも1両編成です。同じ現象が起きて、次の時間帯は、2時間後の14時01分。日々の通学に大変苦勞している白山高校生徒のためにも、通学時間帯の車両増両を検討していただいたのか、御答弁をいただきたいと思います。代替バスの家城発、上へ上っていくやつですね、伊勢奥津行き、これも、12時発で、次が16時発、18時発。ですから、試験で午前中に終わりますと、12時に乗れなかったら、次は16時まで4時間待たなければならぬというバス運行になっております。悲惨な状況が続いておりますので何とかしてくださいという強い要望を聞きましたので、質問させていただきました。青木議員の質問からその後どのように検討されたのかお伺いします。

〔小林清人政策部長登壇〕

○政策部長（小林清人） JR名松線の家城—伊勢奥津間の復旧に向けた現在の状況と見直しについてお答えさせていただきます。

平成21年10月8日の台風18号によって、家城—伊勢奥津間、バスによる代行運転が続いています。10月28日、20日後にです、県庁のほうに見えたのは10月28日でした。そのときにあったのは、山林を含めた周辺部からの鉄道設備への影響が大きくなっており、今後、家城—伊勢奥津間はバスで輸送をするという形の、あくまでも提案です。提案でございました。提案でございますので、県のほうでは、地元である津市とも連携をいたしまして、去年の11月から今年の1月にかけて、沢が不安定であるという箇所全部入っていきまして、現地調査を行いました。その結果、大規模な山腹崩壊というのは起こっておりませんでした。そして、名松線は、その災害前ですけれども、1時間雨量20ミリ以上の雨のときにはとまっておりますので、そういうような状態に復旧するには特段の対策は必要ないのではないかというような形で調査結果をまとめて、2月、JR東海に対しまして、家城—伊勢奥津間を災害前の状態に復旧してほしい、それから、津市が提案する協議の場所への参加をしてほしい、地域住民の方々との十分な話し合いをしてほしいという形を

申し入れました。その後、3月18日には、中部運輸局にも調整役みたいな形で入っていただきまして、JR東海、津市、県、4者が話し合うという場を設けることができました。

そして、その中で、4月20日でございますが、JR東海のほうから、鉄道運行の安全・安定輸送を確保するためには、一度ああいうふうに沢を土が落ちてきたんだから、それよりもっと安全な形にしないとだめなんだというような形で、多くの沢の不安定箇所等の改善が必要でありまして、そのための谷どめ工や排水路の工事は自治体のほうで実施すべきであるとの考えが示されております。このときの沢は、議員のほうから34カ所、最初あったわけですけれども、それのほかに新たな場所も13カ所出てきております。

現在、JR東海の工事を実施すべきであるという考え方についての精査を行っているところでありまして、先ほど申し上げましたように新しいところも出てきておりますので、有識者の意見も伺いながら、早い段階で新しいところについては、津市とともに改めて現地調査に入りたいというふうな形で考えております。その後、中部運輸局とJR東海、津市、県の4者で名松線の輸送体制について話し合いをしっかりとしていきたいというふうに考えております。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

○農水商工部観光局長（長野 守） 私のほうからは、名松線を観光資源として活用できないかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

名松線沿線の美杉の地域は、歴史あるいは文化遺産、あるいは自然景観など様々な観光資源がございまして、これらに恵まれた魅力ある地域でございます。これまで、三重の観光プロデューサーとともに、桜観賞や、それから、夏の美杉自然体験など、美杉地域の観光資源を生かした観光商品というのをつくってまいりまして、バスや鉄道を利用して観光客にお越しをいただいております。

また、昨年10月には、津市森林セラピー基地、これがグランドオープンを行いました。美杉地域の新たな観光資源として注目を浴びているところで

ございます。県といたしましても、津市森林セラピー基地在り方懇話会、こういうのがございますけれども、これに参画をさせていただきまして、その活用方策、あるいは宣伝の方策等を検討させていただいてきたところでございます。

今後とも、津市と連携をしながら、三重の観光プロデューサーのノウハウも活用いたしまして、森林セラピーなど美杉地域の観光資源を軸といたしました観光商品の開発、あるいはその効果的な情報発信に取り組むという、それとともに、名松線自体の観光資源としての活用につきましても研究してまいりたいと考えております。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） JR名松線につきまして、家城―松阪間では、高校生が帰宅する時間等に乗れないこともあるというふうなお話でございます。

これについての見解でございますが、白山高校の生徒の名松線による通学につきましては、登校時には、松阪駅7時28分の列車が2両編成で運行されておりまして、これには全生徒が乗車できるようになっております。一方、下校時につきましては、生徒の部活動などの教育活動も勘案いたしまして、家城駅が15時58分発、18時1分発、それから、19時45分発のそれぞれの列車が1両で運行されております。このうち、15時58分発の定員は110名でございます。これは、座席が全部で110ということでございますが、大体、150名前後が乗車しておいて、その数は今増加傾向にあるということで、教職員も乗車指導をしておりますけれども、混み合った状況がなかなか改善されないというふうな報告を受けております。

このような状況を踏まえまして、県教育委員会といたしましては、関係部局や学校、PTA等と連携しながら、生徒の帰宅時におきます利便性が向上するように働きかけをしてまいりたいと、かように考えております。

〔31番 前野和美議員登壇〕

○31番（前野和美） 名松線の存続につきましては、今も御答弁いただきましたんですが、JR側も、一定の事情がある限りは旅客輸送には責任を持つと

言われておりますので、しっかりと交渉をしていただきまして、再開ができるように御努力をお願いしたいと思います。

今回、何としても、白山高校のことにつきましては、教育長、しっかりと対応していただきたいと思うんですが、(パネルを示す)先だって現場へ行って、どんなに混んでいるのかなということでは実は調査をしてきたんですが、たまたま私が行ったこの日は、3年生が就職のための催しがあって、3年生はこの場におりませんという先生の話がありました。それでも、これは満員であふれて、最後まで乗れるのかなという、そんな心配をするような状況でございました。

これ、白山高校の生徒326人、今現在おるんですけれども、そのうち、定期通学しているのが241人、今110名の車両定員と言われたんですが、この人たちが一斉に乗れば、当然、1両ではとても乗り切れませんよね。2両なら、少しぎゅうぎゅう詰めですけれども乗れるという状況なんです。松阪駅を発車するときに、松阪駅から乗る人が111名。それから、次の駅で権現前というのがあるんですが、ここで57名乗って、それから、一志駅で47名。この状態で満杯になってしまうということですが、残りの人は、最寄りの駅からちよいちよい、1人、2人として乗ってきますので、最終的には215名が乗っているということだそうです。

それで、クラブ活動で遅くなる方が多い場合はいいんですが、みんなが一斉に下校したりすると、とてもじゃないけれども、学校からうちへ帰れやんと。そのとき、あふれるのが、やっぱり1年生やそうです。3年生を優先的に乗ってもらおうというのか、そういうことになるんでしょうけれども、1年生がどうしてもはじき出される。それで、乗れませんから、また学校へ戻ってきて、学校で時間待ちをするという、そんな状況になっておるので、何としても1両増やしていただいて、15時58分、この時間帯は、もう1両編成を増やして、2両で走っていただきますように、ぜひ教育委員会、県を挙げてJR東海と交渉をしていただきたいなというふうに思います。そうでないと、親御さん、家庭の方にも非常にプレッシャーがかかっておるよう

でして、子どもを迎えに来てもらうのに、交代で迎えに来てもらっているという車も五、六台あるようですし、何としても早く帰りたいという場合には、町民バスで200円出して榊原温泉口まで行くんだそうです。榊原温泉口から近鉄に乗って松阪まで行くと390円、トータルすると590円かかる。こんなことを毎日、子ども、高校生が、定期を持っていながら、これだけの余分なお金を払わなければならないということは、これはちょっと問題ではあるのじゃないかなと。ぜひ県挙げて、ひとつよろしく願い申し上げたいと思います。

それから、観光面では、これまでも、美杉というのはセラピーをはじめ、北畠の館跡とか川上神社、いろんなものがありまして、観光開発の中でしっかり取り組んでいただいておりますのはよく理解しております。熊野古道ではないんですけども、名松線ね、私も乗って走ってみると、皆さんに乗ってほしいなと思うんですけども、とまっていますんでね、なかなか一遍乗ってきてくださいと言えないんですけども、実際に乗ってみると、松阪を出発して、田園地帯をずっと走りながら美杉に入っていくと、山あり、谷あり、トンネルあり、本当にすばらしい自然の環境とめぐり合えるような、そんな状況でするので、ぜひあの線路と、そこに走っている気動車ですね、キハ11型とかいうんだそうですが、これを三重県の、それこそ遺産として観光登録するぐらいの気持ちでひとつ頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。もう時間がありませんので、次へ進ませていただきます。

続いて、三重県の高齢者福祉につきまして、施設整備の状況について伺いたいんですが、少し三重県のみえ高齢者元気・かがやきプランというのを見させていただきました。これに基づきまして少し質問をさせていただきたいと思うんですが、新プラン改訂版では、2009年度から2011年度までの3年間が計画されておりまして、プラン・ドゥー・チェック・アクションのサイクルを導入して、毎年度計画に基づく施策の進捗状況を検証し、必要に応じて施策を見直していくとされておりまして、プランの改正は2011年度に実施することになっておりますが、まず、三重県の未来予想図ですが、三重県の総人口はほぼ横ばいの状況ですが、既に2005年、平成17年、出生数が死亡数を下

回るという、人口の自然減が始まりました。今後は、人口減少ペースは徐々に早まりまして、30年先には3人に1人が65歳以上という超高齢化社会となるなど、環境変化への対応が今後大きく左右をして、変化に対応できる県や地域のみが生き残ることができる、そんなふうにはここでは検証していません。

それで、三重県の今後は高齢者が増加する一方ということで、少子化の影響も出まして人口は減少しております、2005年、平成17年の時点では、三重県の総人口は186.7万人、人口減少が始まり、減少のペースを徐々に早めていきますと、今から25年後ですね、平成47年なんです、160万人までこの中では見込んでおります。特に生産年齢人口の15歳から64歳の年齢層の人口減少が大きく、平成17年の時点では、三重県の生産年齢人口は119.9万人だったんですが、平成47年には90.7万人、実に30年間で30万人も生産年齢人口は減少するということになるようです。

以上のことから、三重県では、少子化によります人口減少と高齢化率を加味すると、今から25年後には、5人に1人が75歳以上の後期高齢者、3人に1人が65歳以上の高齢者ということになります。どこを向いても高齢者ばかりになってしまうような、そんな状況になるのではないかなというふうに思います。先日の新聞にも、特養のホームの定員不足が載っておりました。1万人余りが入所待ちをしているということです。

それから、特別養護老人ホームの増えない背景として、運営主体が地方公共団体や社会福祉法人に限られているということもありまして、新しい福祉の立場からいろんな施策が講じられておるようですが、待機待ちの方々が入所できるような環境を整備するためには、県はどのような対策を講じようとしておられるのか、少し聞かせていただきたいと思っておりますので、時間がありませんので、これぐらいでとめておきます。よろしくお願ひします。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（真伏秀樹） 高齢者福祉の関係で、施設整備の状況について御答弁をさせていただきたいと思ひます。

公的な福祉サービスといたしますか、サービスの重要な役割を担っていますのは、特別養護老人ホーム等の介護施設だというふうに認識をしておりますので、県の介護保険事業支援計画においてこの整備を進めてきておるところでございます。

しかし、近年は、介護人材不足でございますとか、介護報酬の引き下げなどによる経営不安などによりまして整備が進んでおらず、また、一方で、入所待機者も引き続き多数に上っているという状況でございます、施設整備の推進というのが喫緊の課題となっておりますでございます。

このため、国の介護職員処遇改善交付金でございますとか、介護職員の雇用創出事業なども活用をいたしまして、介護人材の確保を図り、施設整備を行いやすい環境づくりに努めてきたところでございます。

県のほうが調整をいたしております広域型の特別養護老人ホームの整備につきましては、平成21年度から23年度までの第4期の整備期間中に700床の整備を計画する予定でありましたけれども、介護機能の強化、それと、現下の経済雇用情勢を踏まえまして、雇用創出等を目的といたしました国の緊急整備の方針も受けまして、平成23年度には、国のほうの財政支援等の措置も活用しながら、第4期の整備目標のおおむね3分の1を上乗せした形で整備を進めていきたいというふうに考えております。

また、介護保険、老人保健の関係の施設についても同様の考え方で、おおむね3分の1程度の上乗せができないかということで検討を進めておるところでございます。

もう一方、市町が主体的に整備をいたしております小規模特別養護老人ホームやグループホームなどの施設につきましても、市町の意向を反映した上乗せの整備計画が進むよう、県といたしましても積極的に支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔31番 前野和美議員登壇〕

○31番（前野和美） 残念ながら時間がなくなってまいりましたので、また次

回、機会をとらえて、この質問をしっかりとさせていただきたいと思うんですが、とにかく、待機待ちの方が非常に多過ぎるということですね。県もしっかりやっていただいて、700床と今言われましたか、それでもとても足りない状況でありますし、最近では、やっぱり最後は自分の住んでいる地域で、住みなれたところでゆったりと過ごしたいという、そんな高齢者の方も非常に多いというふうに聞きます。特に小規模多機能型という制度もできてまいりましたので、この辺もしっかり市町と検討していただきまして取り入れていただきますように、心からよろしくお願い申し上げまして、時間が参りましたので、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

○議長(三谷哲央) 25番 館 直人議員。

[25番 館 直人議員登壇・拍手]

○25番(館 直人) 改めまして、おはようございます。三重郡より選出をいただいております、今年5月で結成10周年を迎えさせていただきました、県議会の最大会派、新政みえに所属をいたします館直人でございます。同じ会派の先輩でもあられる三谷議長のお許しをいただきましたので、質問通告に従いまして質問をさせていただきます、このように思っております。

この地域も、もう梅雨に入ったということでございます。当局におかれては、この質問の趣旨等々よく御理解をいただきながら、賛同いただけるような、そんなすかつとした御答弁をいただきたい、このように思うところであります。

それでは、一つ目は、まず、教育とスポーツに関する質問をさせていただきたい、このように思うところであります。

その前に一つ感謝をというふうに思います。平成20年の第1回の定例会、6月会議でございましたけれども、私、この場で、とうとい人命の救助、救出について、山岳遭難の関係で質問をさせていただいて、本県におきましても、山岳遭難防止の協議会、そういうものが必要でしょう、設置をしたらどうだろうということで御提案を申し上げました。向井教育長のほうからは、

設立をするというふうに御答弁をいただいて、その後、教育委員会におかれては、全国の状況等々を調査いただきますとともに、県内の関係機関等と調整、協議を重ねていただいて、翌年にはなりましたけれども、平成21年7月25日に、三重県山岳遭難防止対策連絡協議会を設立いただいたところでございます。この協議会、本当に自分たちで、また、山岳遭難の防止の講演会も毎年行っていただいておりますし、組織の充実等々を含めた本当に積極的なお取組をいただいているところであります。

そして、最近、新聞のほうで、この山岳遭難の記事の掲載がなされております。殊に御在所のほうでは3月以降3名の方が亡くなっているということで、四日市の西署ではチラシを配布していただくなどなど、山岳連盟と一体となってというのは、やはりこの協議会が中心となってやっていたらいいんだらうと、本当にそういうふうな活動も行っていただいておりますし、捜索等々、救助等についてもそうですけれども、献身的な御努力をいただいておりますことに心からの敬意を表したいと思っております。

どうか今後におきましても、この山岳遭難の撲滅ということと、また、山岳遭難対策の充実ということで一層御発展をいただくことを心から願うところでありますし、この協議会の設置をいただいたことに改めて感謝を申し上げます、このように思うところでございます。

さて、質問に入りたいと思いますが、まず、子どもたちの体力についてお伺いをいたしたいと思っております。

次代を担う子どもたちは、まさに地域にとりましても、また、三重県にとっても、そして、日本にとっても宝物でございます。体力は人間のあらゆる活動の源でありまして、健康で健全な生活を営む上でも、また、物事に取り組む意欲ということやら、気力といったことにも、精神面の充実にも深くかかわってきている、このように思います。そして、より豊かで充実した生活を送る上におきましても、大変重要なものであります。特に、子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長と発達に必要な体力を高めることはもちろんのことではありますが、運動やスポーツに親しむ、身体能力の基礎を養

い、病気から体を守る体力を強化して、より健康な状態につなげる、このように思います。

文部科学省が行っております体力・運動能力調査というものがあるわけですが、興味深い結果があります。それは、子どもの体力、運動能力が、昭和60年ごろから現在まで、ずっと低下傾向が続いてきているということです。現在の子どもの結果を、その親の世代である30年前、それと比較をいたしますと、ほとんどの項目におきまして、子どものほうが親の世代を下回っております。しかしながら、身長であったり、体重といった、子どもの体格について同様に比較をいたしますと、逆に、親の世代を上回っている、このような結果が出ているところであります。体格が向上しているにもかかわらず、体力または運動能力が低下をしていることは、身体能力の低下ということで、深刻な状況にあるんだなということを示しているものと、このように思っておりますし、また、最近の子どもは、靴のひもを結べないとか、スキップができないなど、ちょっと考えられないようなことでありますけれども、自分の体を操作する能力の低下も指摘がなされているところであります。

そこで、本県の状況はと申しますと、平成20年度と21年度に、全国体力・運動能力、運動習慣等調査が、小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆で調査が実施をされました。

これがその結果なんですけれども、御紹介申し上げますと、小学校5年生ですけれども、体力テストと学力テストと両方載っているんですが、体力テストは、男子が44、女子が43、学力テスト、国語Aが43、Bが45、算数Aが46、Bが39という状況でありますし、中学生、中学校2年生ですけれども、体力テスト、男子が34、女子が32、学力テスト、国語Aは41、Bが40、数学Aが25、Bが32というふうな結果であります。これを見せていただいたときに、ずっとこの一覧から見ると、いい点数じゃありませんかと、このように言いましたら、いやいや、これは点数じゃなくて順位なんですよということでありまして、47都道府県の中で44番、45番、46番という、その順位だとい

うふうにお聞きをしてびっくりをしたところございまして、全国の数値の比較におきましても、本県の場合、体力、学力ともに全国平均を大きく下回っているんだなという状況が、これですって見えたわけでありまして。

そこで、質問の1点目といたしまして、この全国の調査、また、調査結果を受けて、本県の子どもたちの体力と学力の状況をどのように分析をし、今後どのような対策を、また、取組を行おうとされるのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、質問の2点目であります。体力の向上に係る環境整備ということについてお伺いをいたしたいと思います。

安全で気軽に、そして快適に運動やスポーツに親しむ環境を整えることが体力の向上には不可欠である、このように思います。近年、体力向上の取組の一つといたしまして、校庭の芝生化に取り組んでいる都道府県がございます。この校庭の芝生化について、文部科学省も、土や砂の校庭よりも体力が向上したとの研究、また、調査結果も公表がなされているところございまして、校庭を芝生化することによりまして、単に運動やスポーツ、そして、体力の向上という環境づくりのみならず、環境の教育の生きた教材としても活用できるのではないのでしょうか。

平成18年に改正がなされました教育基本法には、教育の目標の中に、生命をとうとび、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を養うことと、新規に規定がされたところございまして。教育委員会は、当然のことながら法にのっとり教育を進められているところございまして、身近な環境としての校内の緑化、殊に校庭の芝生化に取り組み、地球全体の環境を考える機会になればと、大きな教育効果があるのではないかなと、このようにも思います。この校庭の芝生化について、今後ぜひとも取り組んでいただきたい、御提案を申し上げますけれども、教育委員会としての所見をお伺いいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 教育とスポーツにつきまして、特に子どもたちの体力

の向上につきましての御質問に御答弁申し上げます。

平成20年度から国が実施しております、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を受けまして、本県における状況の分析を行ったところでございます。その中で、本県の課題は、子どもの運動機会の拡充、体育科、保健体育科の授業の工夫改善、家庭、地域を含めた学校の体育活動の充実などであることが明らかになってきております。これは、学習状況につきましても同様でございます。やはり、分析といたしまして、まずは学校における取組、これにつきましては、やはり学校での授業の工夫改善、また、教師の授業力の向上といったもの、さらに、家庭におきましては、一番重要なのは、やはり学習習慣をいかにつけていくかと、そういうふうなことにあると考えております。全国の状況もおおむね同様でございます。体力につきましては、国は、こういった課題が子どもの体力向上に与える影響が大きいというふうに指摘をしているところでございます。

こういった調査結果を受けまして、平成21年度から、学校における子どもの運動機会の拡充に向けた取組につきまして、研究校を指定し、楽しく、夢中になって体を動かす運動プログラムの開発を行いまして、県内の小・中学校での活用を支援しているところでございます。

また、教員の指導力向上を目的といたしました研修会、講習会等の内容を充実いたしまして、子どもたちにとって楽しい、こつがわかる、達成感のあるといった、魅力ある体育、保健体育の授業づくりに取り組んでいるところでございます。

本年度につきましては、新たに、小学校の体育活動に子どもたちの運動をサポートする地域の人材を6市に13名配しているところでございます。

学力につきましても、先ほども御紹介いたしましたような学校における取組とともに、家庭における学習習慣の定着といった取組に、今年度につきましても特に力を入れていきたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、まず、運動につきましては、自ら運動に親しもうとする運動好きな子どもたちを育てていくことが大切と考えており

ます。この子どもたちがシニアになっても、自分の好きな運動を続けられる状況になることが望まれております。こういったことから、子どもたちが運動に親しむ資質や能力を身につけられるよう、市町教育委員会とも連携を図りながら、体力向上、学力向上に向けた学校の取組を支援してまいりたいと考えております。

次に、芝生についての議員の御質問でございます。平成21年度の国の調査結果によりますと、全国で校庭が天然芝という学校は、調査対象の小学校1万9278校のうち748校、3.9%でございます。中学校で9321校のうち313校、3.4%でございます。非常に少のうございます。ほとんどの学校が土や砂といった状況でございます。

本県におきましては、調査対象の小学校381校、中学校164校のうち、小学校の2校は天然芝という状況でございます。本年度に新たに2市で小学校の芝生化が行われるというふうに聞いております。

国の調査結果によりますと、体力テストとの相関関係におきまして、やはり天然芝の学校は、土や砂の校庭といった学校に比べまして、体力の合計点がわずかに高い傾向が見られると、そういうふうな報告が見られております。また、運動に親しむ環境づくりとして、校庭の芝生化は非常に有効なものと考えております。

一方で、校庭の芝生化に伴う維持管理につきましては、労力とか経済的な負担が課題であるというふうに聞いております。

県教育委員会といたしましては、今後、天然芝が体力向上に果たす有効性、維持管理の課題等につきまして、県内市町、また、ほかの都道府県等の状況を把握するなどして調査研究を行ってまいりたいと考えております。

もう一つ、議員から、環境教育についての話もございました。学校における環境教育につきましては、持続可能な社会の実現に向けた人づくりといった面で、学校、家庭、地域が連携しながら取組を進めているところでございます。その中で、学校の校庭を芝生化することにつきましては、自然と触れ合う機会、また、温暖化防止について考える大きな機会と考えております。

子どもたちの環境に対する意識づけの一つになると考えております。

環境教育につきましては、そのほかにも、学校でのビオトープでございませうとか、いろいろな生物を育てる、緑化、緑のカーテンとか、様々な取組が行われているところでございます。

以上でございます。

〔25番 館 直人議員登壇〕

○25番（館 直人） 今の取組、いろいろお話を聞かせていただいたところがあります。子どもたちの体力の低下の原因、いろいろなものがあるんだろうと思いますけれども、一つは、また、反面といいましょうか、保護者をはじめとする国民の意識という中で、外遊びであるとかスポーツの重要性を学力のその状況と比べて軽視する傾向も進んでいたことがあったのではないのかな、それも一つあるのではないかというふうに思うこともあります。しかも、先ほどの調査結果、体力も、学力も相関関係があるんですよというふうな教育長の答弁かなというふうに思いましたけれども、本県の子どもたちの未来が明るく、そして、活力に満ちたものにするためにも体力の向上というのは不可欠だと、このように思いますので、どうかいろいろな取組の中で積極的な対応をお願いしたいなど、そのように思います。

そして、校内の緑化について、また、校内の芝生化ということでもありますけれども、全国で少ないんですよという御答弁だったと思います。私も自分なりに調査もさせていただきました。ちょっと紹介をさせていただきたいと思いますけれども、五つ調査をさせていただいたんですが、東京都の場合、東京都は、これを主管していますのが教育長、教育委員会ですよ。環境局が行っています。教育委員会は、校庭芝生に関するいろいろな効果の研究事業というのを、効果のほうでやっていますし、環境局のほうは、東京都の公立学校運動場芝生化補助事業というのを環境局がやっている。大阪の場合、これを主管するのは環境農林水産部だそうでございます、これは、公立小学校の運動場の芝生化推進事業を行っているということです。兵庫県の場合、ここは主管は県土整備部です。県土整備部が、県民まちなみ緑化事業という

ことで校庭の芝生化に取り組んでいます。佐賀県、これは、くらし環境本部というところが主管をして、佐賀県の校庭の芝生化モデル事業ということのを幼稚園、保育園、小学校ということに取り組んでいる。そして、鳥取県、これは教育委員会が主管をしております、芝生でいきいきととりっ子事業というのを、これはグラウンドの芝生化をするによつての効果の検証を鳥取大学に委託をしてやっている、効果の検証のほうです。そのような状況があります。

これを聞いていただいて、やはり、この全体を見てみますと、地球環境という大きな観点から、環境に関する部局が主体的に取り組んでみえるのではないかなというふうなことがわかると思いますし、先ほど、本県においても、市レベルでというような教育長のお話がありましたけれども、小学校、幼稚園、校庭の芝生化に、五つの市で、市費を投じてやっておられる例もあるということだと思います。

そこで、環境森林部長、申しわけないんですけどもお伺いしたいと思います。このようにして、地球環境という大きな視野に立って、環境森林部が全部やれというんじゃなくて、主体的に、旗振り役となつていただいて、教育委員会などの関係部局とも連携をとりながら、ということは県庁全体、オール県庁として横断的な取組等をして、校庭の芝生化に向け、前向きに取り組んでいただくというふうな考え方についてどのようにお考えかお伺いをいたしたいと思います。

○環境森林部長（辰己清和） 小・中学校あるいは校庭の芝生化ということでございますが、三重県のほうでは、環境方針に基づきまして、今まで、オフィス活動ということで、コピー用紙の節減であるとか光熱費の削減などに今まで取り組んできたわけですが、それを対象としたものだけでなく、あらゆる行政活動、具体的ないろんな事業等を通じまして、その遂行過程におきまして、環境負荷の低減であるとか、環境創造の推進を図るという方針で今臨んでおるところでございます。

こうした趣旨も踏まえまして、いろんなところで地球温暖化の防止等につ

いて、各部局、総合的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。私どもはその調整役といいますか、旗振り役として環境森林部は果たしていかなければならないというふうに思っています。

三重県のほうではまだ数が少ないということで、教育委員会でもしっかり研究されるということでございますので、よく一緒に研究して考えていきたいと思えます。

〔25番 館 直人議員登壇〕

○25番（館 直人） 初めから、すべて、はい、了解というふうな御答弁をいただくとは思っておりませんが、一つ投げかけた問題意識は持っているものでいいのかなど、このように思います。環境方針等々でいろいろな枠がある、このこともよく理解はいたしますけれども、ぜひとも、このような形の中で、子どもたちの体力・学力向上ということは、教育委員会だけで行われることではない、すべての形の中、家庭も、また、学校も、そういうふうな形だと思いますので、これが実現できるといいでしょうか、調査研究等も、教育委員会も当然でありますけれども、関係部局というか、環境に関するところ、本当に一度知恵を出していただきながら行っていただきたいな、そして、そのことによって、緑があふれるところで地域の人たちが集ってコミュニティができ、地域づくりができ、そんなことに大きな期待をするところでございますので、今後についても調査研究を進めていただくようお願いをしたいと思います。

次に、大きく、本県の競技スポーツについてお伺いをいたしたいと思えます。

スポーツということは、人間の心身、心と体でありますけれども、両面の健全な発達に必要な不可欠なものである、このように思います。人生を豊かにし、また、充実したものとするとともに、明るく、豊かで活力に満ちた社会の形成に極めて大きな意義を持つ、世界共通の文化の一つである、このようにも思います。

特に競技スポーツであります。人間の可能性ということを追求め、自ら

の能力と技術の限界に挑むということから、競技者のひたむきな姿であったり、その成果といったものは、多くの人々に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの興味や関心を喚起し、健全で活力のある社会の形成になくてはならないものである、このようにも思います。

また、言語であったり、また、生活環境の違いを超えて、同一ルールのもとで頂点を目指すため、国境を越え、世界の人々との相互理解をもって国際的な友好と親善を深めることができる、まさにスポーツでの文化交流というべき大きな意義も持っているんだと、このようにも思うところであります。

さて、本県の競技スポーツの状況、現状でありますけれども、女子レスリングの吉田選手であられるとか、また、女子マラソンの野口選手、この2人をはじめとして、世界の舞台で活躍する選手も多く見えます。これらの選手の皆さんは、まさに本県の誇れるアスリートということだと思いますし、また、今年の8月には、第1回のユースオリンピックが、シンガポールにおいて、国際オリンピック委員会の主催で開催がなされるようでございます。このユースオリンピック、14歳から18歳までの次代を担う若者が集いまして、スポーツのみでの競い合いという大会ではない、教育、文化のプログラムも準備をされているとのことでもあります。そして、うれしいことに、この大会に本県からも2名の高校生が出場いたします。レスリング競技と、陸上競技では女子やり投げの種目に、厳しい国内予選、そして、アジア予選を見事に勝ち抜いて、本大会に出場することが決まっております。ぜひともこのお2人の大活躍に大きな期待をしたいなと思うところであります。

さて、平成25年には、本県において、全国中学校体育大会が開催されます。もう近々、本県で行われる競技種目の決定がなされるというふうにも聞いているところであります。

また、平成30年には、全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが東海ブロックの4県で開催をなされまして、現在、東海高等学校体育連盟におきまして、各県の開催競技種目の調整と検討が行われていると、このようにお伺いしております。前回の質問でも申し上げましたけれども、今回、

この東海ブロックでの開催ということではありますけれども、本県は、このブロックの中でも当番県という位置づけであるということから、最低でも17から18の競技、この本県でできるように、その努力も心からお願いをしたいと思います。

そして、平成33年か、また、36年には、本県において、2巡目となります国民体育大会、国体が開催となるわけであります。本県で国体が開催されるとなれば、本当に県民に大きな勇気が、また力が、また、明るいものが与えられることは確信をしております。

しかしながら、国体を開催するというふうなことになるならば、早くから、今からでも計画的にその準備が必要になるんだろうと思いますし、そこで、これに取り組む不可欠な姿勢、スタンスといったものは、どんなことでもそうでありますけれども、受け身で、やらされるということではなくて、積極的に誘致を行って、一丸となって取り組むことが、大会の成功はもちろんのことでありまして、県民に夢と感動、そして、勇気や元気を与えられるなど大きな成果が得られるんだ、このように確信をしております。

昨年の第1回の定例会、2月会議で、この場でスポーツ振興について質問もさせていただきました。スポーツ関係団体へのいろいろな支援であったり、トップアスリートの育成、そして、選手の発掘や指導者の確保と養成、そして、施設の整備などなど6点について質問をさせていただいたところであります。

ちょっと紹介をさせていただきたいんですが、スポーツの振興ということ、これは、財団法人三重県体育協会がつくって見える振興計画であります。

(現物を示す) この中には、スポーツ振興の目指す方向ということで、スポーツに親しめる環境の充実やトップアスリートの養成、指導者の充実と活用
の推進、スポーツ振興支援体制の整備充実などなどについて、本当に事細かく、自分たちの進むべきバイブルのように書かれているのがこれです。

そしてもう一つ、施設の整備ということから申し上げますと、県でも、三重県営スポーツ施設整備方針、これはA4、表裏でありますけれども、この

ような方針がございます。この策定の趣旨は、中長期的な方向づけをしたい、そして、スポーツ振興計画に基づく方針なんです。そして、競技力の向上、生涯スポーツの振興ということがその趣旨に書かれていますし、施設の役割と備えるべき要件も事細かに示されています。一つは、単独施設ではなくて、複数の施設が総合的、有機的に配置がされていること、複合施設ですよということだと思います。そして、次が、県下の競技力向上の拠点になるような、そんな施設であること、三つ目は、競技をするだけではなく、見る機能についても配慮されていること、そして、全国大会、国際大会、日本リーグ級の全国大会が可能な施設にしましょうよという要件が書かれています。そして、その整備の基本方針は、三重県は北から南に長うございますから、それを北部地域と南部地域の2局中心の整備を行おうということが示されていますし、整備の内容につきましては、北部と南部と分けて、例えば陸上競技場、体育館、いろいろな施設をこのようにしたいというふうなことが書かれているわけでありまして、これは昭和63年に策定がなされた方針、ということは、もう22年経過をしているんですよ。これを用いて整備がされた最後は、最後はといたらおかしいですけども、平成4年の鈴鹿のスポーツガーデンのサッカー場、ラグビー場、そして、テニス場というのがあったと思いますけど、それだと思いますし、最終は、それもまた鈴鹿スポーツガーデンの屋内水泳場が最後なのではないのかな。それ以降、箱物の批判がありましたから、それからちょっとこれが前へ進んでいないのではないのかな、このような状況であることを御紹介させていただきたいと思います。

そしてもう一つ、施設整備となりますと、毎回申し上げておりますけれども、請願、陳情の処理経過と結果というのを今回提出いただきましたけれども、平成19年第1回定例会の新たな三重武道館の建設の請願であります。これは全会一致をされたということでこの経過報告が出てきております。今回の報告内容、これは、県外の武道場施設の設置状況を調査しました。その内容は、全国規模の大会の開催を契機として武道館が新たに整備をされましたが、それは武道館ではなくて、ほかの機能も複合した施設となって整備がさ

れましたというふうに書かれています。そして、県の状況についてはどうかという、県の財政状況を考慮した場合、新たに武道館を整備する状況ではない、当面、既存の施設を有効活用したい。そして、各市町の状況を踏まえながら検討をしていきたいというふうに報告がなされている状況だと思えます。これは当然といえば当然かなと思えますけれども、あのとき10万3000人が署名をされた、その皆さんの思いもあるわけであります。

それでは、現在の武道館を見てみますと、老朽化もし、手狭、バリアフリー等々、使い勝手が悪いことは、もうよく御理解いただいておりますけれども、あの上屋、建物は県営ですよ。下は津市の土地である、このように思うところであります。こんな形で、コラボというか、そういう関係で現在の武道館の活用がなされてきた、整備がなされてきたということだと思えます。

そこで、津市の新総合屋内スポーツ施設ということでの新聞記事もございますけれども、ここでは、アリーナ、そして、武道場、温水プール、その総合的な整備を計画しています。そして、候補地は夏までに決めたいということが報道されてきております。ですから、これをとってということじゃなくて、私どもは、そういうふうな現在の武道館のコラボが県と津市の間であった場合、仮に、仮にですよ。私の思いですが、仮に、県のほうに津市が、いろいろな支援策はあるんだと思えますけれども、アドバイスであったり、というふうな要望のニーズがあったときに、本当に対応いただけるような、そんな決意があるのかな、こういうことも思うわけではあります。これは津市の関係のこともありますから、きちんとしたことは申しただけないかと思えますけれども、そんな思いも私自身持っているところであります。

このようにして、スポーツを担当する教育委員会におかれては、これまで、本当に地道な努力をいただきながら、地道な取組も行ってきたということとはよく承知をいたしております。先ほど来から申し上げております各種大規模大会の開催準備や国体での総合成績、また、競技力のアップなどを考えますと、本来ならば、もう既にそれに対するプロジェクトチームなんているのが設置されていて、もう中長期的に施設整備も含めた具体の対策を検討し、

協議もしていてもいい時期なんだろう、いいことなんだろうなど、このように思います。

そこでお尋ねをいたしたいと思います。教育委員会では、本年、10年先を見据えた5年の計画の次期三重県教育振興ビジョンの策定がなされておりますし、それと並行しまして、第7次の三重県スポーツ振興計画、これの策定にも取り組んでおられるところであります。これらの計画の中に、今後開催が予想される大規模なスポーツ大会についても具体的な課題を記述し、また、具体的な行動計画も記述すべきことは絶対に必要不可欠なことであると考えますけれども、その御所見をお伺いしたいと思います。

〔向井正治教育長登壇〕

○教育長（向井正治） 議員から御質問の競技スポーツの振興についての御質問にお答えいたします。

スポーツは、爽快感でありますとか達成感、他者との連帯感とか精神的な充実、楽しさ、喜びをもたらすものと思っております。また、体力の向上でありますとか精神的なストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の保持増進に有効だというふうに考えております。

県では、今、第6次の三重県スポーツ振興計画、これは平成19年から平成22年でございますが、これを策定いたしまして、スポーツ振興施策に取り組んでいるところでございます。

その中では、具体的には四つの柱といたしまして、学校体育・スポーツの充実、それから、地域における生涯スポーツ推進、競技スポーツの充実、スポーツ振興の基盤の充実を位置づけております。この計画は本年度が最終年度となっておりますことから、昨年度より、三重県スポーツ振興審議会におきましてその取組状況などの検証を行っているところでございます。

次期計画につきましては、平成23年度からの4カ年の計画となることでございます。

また、今後、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会等の大規模大会の開催も予想されております。これらについても視野に入れながら、本県のス

スポーツ振興について検討することが必要というふうに考えております。

今現在策定を進めております、次期三重県教育振興ビジョン、これにつきましても、スポーツの振興について整合性を図る必要があると考えております。議会に対しては、節目、節目ごとに報告してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、これらの中で計画的に、中長期的な展望をもとにしましたハードもの、ソフトものといった計画を位置づけていくことが必要と、かように考えております。

以上でございます。

[25番 館 直人議員登壇]

○25番（館 直人） 本当に、先ほどの津市のことは別としまして、スポーツ施設の整備方針というの、振興計画の中で定められてくるんだということだと思います。本当に時代に合ったものをつくっていただきたいし、先ほども、記入がということですけども、本当に具体的な課題であったり、行動計画を示す必要があるんだと、私はこのように思います。時代は大きく変わってはいきますけれども、また不易の部分もたくさんあるんだろう、こう思っております。人を愛する心でありますとか、思いやる心、助け合う心などをスポーツ活動を通じて将来に向けてはぐくんでいくことが、県民に夢と希望と感動と勇気を与えることになるかと確信をしております。

今回でも、インターハイ、そして、最後は国体なんだということを大きな目標、目的と定めていただきながら、そのような行動計画をとっていただきたい。それも、受け身でない、自発的な誘致、諸準備などなどによりまして、そして、その計画もダイナミックに、持続可能で羅針盤的な、そんな計画を策定いただいて、明るい三重の未来づくりに向けて、積極的な取組をしていただくことを心から期待をさせていただきたいと思っております。

次に、社会基盤の整備と維持管理ということについてお伺いをさせていただきたいと思っております。

まず、認識といたしまして、社会基盤整備、いわゆるインフラ整備については、道路や河川、海岸など、公共土木施設の整備が順次進められてまいり

ました。県民のニーズでありますとか、また、その整備方針に可能な限り対応をしながら県民生活を支え、県民の安全・安心に寄与していると、そのように思っているところであります。

そこで、新道路整備戦略ということについてでありますけれども、ちょっとその前に一つ、これも感謝とお礼と申しましょうか、課題を申し上げたいと思いますけれども、地元のことで大変申しわけございませんけれども、昨年の第1回の定例会、2月会議の中で、この場で地元の理解と協力を得ながら、例の湯の山大橋、その整備に向かって努力をするという御答弁をいただきました。この橋の正式名称も、一般県道湯の山温泉線橋梁整備事業、このように言うんだそうですけれども、私は命のかけ橋と言っておりまして、整備に向けての御答弁をいただいたところであります。

この湯の山大橋は、新道路整備戦略からいいますと、事業継続区間ということで位置づけられておりました。しかしながら、2度の災害とか、孤立をしたということで、優先的に、災害対策を含めた中での取組をいただいたんだと、このように思っております。昨年度、橋梁の詳細設計であるとか地質の調査等を行っていただきましたし、本年度は測量設計、用地測量等の実施を行っていただくと、このようにも聞いているところであります。

このことによりまして、災害時におきます住民や観光客の安全と安心の確保とともに、観光振興と地域活性化、地域振興にすごく大きなものが出てくるんだろう、整備の実現に大きく一歩踏み出したんだと、こんな思いがしております。地元も大変感激もし、感謝もしているところでありますけれども、地元の皆さんとお話しても、かかっただけではだめですよ、かけていただいただけではだめですよ。このかけていただくこと、当然、税金がかかるわけですから、それをどうやってこれから地域が、また、広い、広域的な形の中でそれを有効的に活用していくことが自分たちとしても考えなければならない、そんな今取組も進んできているところでございまして、地域振興、観光というふうな面も大きな効果が上がるように地元も積極的な取組をしよう、このように思っておりますので、また御理解もいただきたいな

と、このように思います。

そこで、この新道路整備戦略についてでございますけれども、これは、平成10年に道路整備10箇年戦略というのができました。そして、それを見直されて、15年度に、15年間の実施計画という形の中で、新道路整備戦略の策定がなされてきたと、このように思っております。そして、それも年数がたってきて19年度、20年度からやりたいなことだったと思っておりますけれども、19年度にこの戦略の見直しに着手をされましたけれども、国の動向等やいろいろな諸事情からそのことが中断となった。そして、言えば、この整備戦略は、策定されてからもう7年が経過をしてきているという状況でございます。

そのような中でのこの計画の進捗と申しますと、重点整備箇所を中心に整備を進め、一定の戦略の進捗は得られているものと、このようにも考えております。現在、つまり、今年度も、まだまだ多く残っている課題もあるんだろう、現行の計画、その部分についても課題があるんだろう、このようにも思っておりますし、それも、本年度予算等々で事業化がされている部分もあるんだと思っておりますけれども、課題もある、このように思います。そこで、このことにつきまして5点についてお伺いをいたしたいと思っております。

その一つ目でございますけれども、この戦略を策定されてから7年という月日が経過をいたしましたけれども、県の管理道路の整備計画に対する進捗状況というのはどのような状況になっているのかが1点。

二つ目でございますけれども、この整備戦略の見直し作業は中断となっておると先ほど申し上げたとおりであります。特に今年度の整備計画、整備事業、本当に支障はなかったんだろうか、また、課題はどこにあるのかということについてもお伺いをしたいと思います。

そして、三つ目は、橋梁等の老朽化が進んできていると聞き及んでいるところであります。まさに安全・安心の観点からもこれらへの対応が急務であると、このように考えますけれども、このことについてどのように考えておられるか、また、そのことにより、新たな戦略への影響というものはどういふものがあるかということをお伺いしたいと思います。

4点目につきましては、やはり財政でございます。極めて厳しい状況の中
にございます。県民の生活を支える重要な社会基盤としての道路整備を、い
かに進めようと考えてみえるのか、お伺いをしたいと思います。

最後に、以上を踏まえて、新道路整備戦略の見直しを今後具体的にどのよ
うに、どうしようとされているのか、進めようとされているのかをお伺い
いたしたいと思います。

次に、社会基盤の維持管理ということについてお伺いをいたします。

社会基盤整備の推進によりまして、当然県が管理すべき土木構造物等は、
年々増加をしているのは当然でございますが、そして、過去に整備をしてき
た土木整備構造物等の老朽化が一層進み、このことも大きな課題、問題であ
る、いわゆる維持管理が問題だということだと思えます。

例えば、道路におきます橋、橋梁で申し上げますと、もう20年後にはその
65%、7割近くが建築後50年以上になるということ、また、海岸堤防におき
ましても、ちょうど50年前のあの伊勢湾台風の直後に整備されたものが多く
あるということからであります。

そこでお伺いをしたいのですが、公共事業予算が極めて厳しい状況にあり
まして、また今後ともそのような見直し等が行われていくであろうと思いま
す。予算の確保も不透明な状況にありますけれども、しかしながら、これま
で行ってまいりました維持管理を取りやめたり、また、その頻度や程度を落
とすなんていうことはできるものでもありません。また、あつてはならない
ことでございます。効率的で的確な安全・安心のかなめとも言えますこの維
持管理について、県として具体的にどのようにして取り組もうとされている
のか、その方向性と基本的な考えをお伺いいたしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** それでは、県管理道路の整備状況、特に新道路
整備戦略についてと、もう1点、公共土木施設の維持管理について、2点大
きくお答えいたします。

まず、県管理道路の整備状況の進捗状況でございますが、新道路整備戦略

におきましては、前期5年で82カ所を完成しようということで予定しておりました。21年度までの7年間で今84カ所ということで、一定の成果はあるのかな、少し遅れぎみということでございます。

次に、中断による影響でございますが、今年度は115カ所の箇所において道路事業を展開しております。今のところ、見直し作業の中断による大きな影響はまだ現在出ていないと考えております。

次に、橋梁等の老朽化対策、維持修繕の関係でございます。高度成長時代に建設した橋梁など、更新の時期を迎えておるものが順次出てきております。安全・安心の確保の観点から、今年度予算におきましても、橋梁の長寿命化に向けた修繕とか更新に要する費用も重点的に確保しているという状況でございますが、これは、逆に言いますと、整備に回す予算を圧迫するという影響も出てきているのが事実でございます。また、県管理道路整備の予算全体も年々減少しております、平成15年の整備戦略策定時は年間投資額を270億と想定しておりましたが、年々減少しております、平成22年度はこれを大きく下回しまして179億円ということになっております。こうした限られた予算の中で、この戦略に当初目標としておりましたものを、計画期間内に達成することは、この予算状況では非常に厳しいなというふうに感じております。やはり整備方針についても転換が必要かなというふうに考えております。

次に、見直しでございますが、いろんな取り巻く環境もありまして、作業を見合わせてきました。しかし、県民の道路整備に対するニーズというのは非常にまだ高いものがございます。また、幹線道路の整備もまだまだでございます。県管理道路におきましても、当戦略の重点箇所における未着手箇所が44カ所、それから、まだ、着手検討としておりました箇所が65カ所あります。また、ほかにも新たな要望も寄せられております。また、内容についても多種多様化していると感じております。

それで、これからでございますが、これまでのような大規模な新設、改築だけではなくて、計画的な更新とか修繕による既存施設の有効活用、さらに、早期の効果発現によって県民ニーズにこたえるということで、例えば、1.5

車線整備のような柔軟な対応も含めて検討する必要があるかなと思っております。

今後は、国の動向も見きわめ、県民、市町、議員の皆様の意見も伺いながら見直し作業を進め、本年度中には見直し作業を終えたいと考えております。

続きまして、公共土木施設の維持管理の取組ですが、県では、県の管理する施設として、橋梁ですと約400カ所の橋梁、また、海岸堤防ですと約220キロメートルと、多くの維持管理していくべき施設を持っております。県民の安全・安心を確保するには、引き続き現状の管理水準を維持する必要があると考えておまして、これらの施設について状況を把握するべく、順次点検をしているところでございます。

この点検結果に基づきまして、緊急性、施設の重要性などとともに、今ある施設を長持ちさせ、長期的コストの縮減を図る観点から優先順位をつけ、修繕していくことも重要であると考えております。

例えば道路の舗装では、交通量や道路の表面の舗装の劣化の程度を判断基準としまして、三重県道路舗装維持管理基本計画を平成19年度に策定し、20年度から、この計画に基づいて計画的な修繕を行っております。

また、橋梁では、15メートル以上の橋梁につきまして、長寿命化修繕計画を今年度中に策定し、修繕を実施していくこととしております。

県民の安全・安心や利便性を確保するため、このような取組をほかの公共土木施設にも順次拡大し、大規模な修繕や、更新に至る前の、損傷が軽微な段階で対策を講じる予防保全的管理への転換を図ってまいります。このような方針のもと、今ある施設を有効活用し、長期的なコスト縮減を目指した維持管理に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

[25番 舘 直人議員登壇]

○25番（舘 直人） おっしゃられることはよくわかります。財布が一つしかないんですから、維持管理と整備と、どっちかが多くなれば、どっちかが小さくなってしまいます。しかしながら維持管理というのは絶対必要なんだろう。

既存の施設の有効活用ということを申し上げましたけれども、当然そうだろうな、そんなことを思いながら、今年度中にその見直しをとということでございますので、本当に各市町も、関係するところも当然ですけれども、本当にその理解も得られながら計画のものをしていっていただきたいと、こう思います。これも、やはり、どちらにしても維持管理というのが今、一番大きな問題なんだと思います。橋梁にしても、また、海岸堤防のお話もしていただきましたけれど、緊急性や、また、重要度ということもそうだというふうに思いますし、その点検も行ってみえるということであれば、片方に整備があって、片方に維持管理があれば、整備のほうに計画があって、維持管理に計画がないということはないと思うんですね。チェックもし、点検もして、どこに問題があるということがわかっていけば、それを計画的にどうやってやっていこう、だから、整備と維持管理とはこういう関係なんだよということからいけば、ちょっと時間が少なくなりましたので答えを求めませんけれども、そんな形のものをつくっていく必要は私はあるんだと思います。そして、県民の方にも理解をいただきながら、その事業の推進というのを、維持管理はこうなんです、整備はこうなんですということをはっきり見せるというか、それこそ情報を提供することは必要なのではないかなと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

時間がなくなってまいりましたけれども、県立博物館についてちょっとお伺いをしたいと思います。

この建設に関する承認に当たっては、3点の附帯決議がございました。ここでは、その附帯決議の生活・文化部長に対しての質問ではございません。ただ、附帯決議について県民の皆さんに御理解をいただくそのこと、情報提供等々については、本当に生活・文化部は、そのような取組をしていただきたいと思います。ここで伺いたいのは、これが建設整備となれば、それはもう県土整備部のほうへ担当が変わるんだろうと思いますから、今回、文化力立県という、それを象徴する事業だということでもありますので、附帯決議のことからも、通常の土木工事であったり、ありきたりの施設整備ではだ

めなんだと思うんですね。それに対する考え方と、そして、地元、例えば県産材の話もありましたけれども、地元業者等々の関係、地元業者の育成ということもありますから、その点について、留意事項とか、基本的な考え方について、時間を見ながら、よろしく願います。

〔廣田 実県土整備部理事登壇〕

○**県土整備部理事（廣田 実）** 県立博物館の建築につきましては、平成26年度の開館に向けまして、県土整備部の営繕室におきまして、現在、その発注の準備を進めておるところでございます。

新博物館につきましては、その建物自体が三重県の文化力を具現化する使命を負っておるといふような認識をしております、設計につきましては既に終えたところでございますが、三重の独自性を感じる外装デザインとする、また、内部仕上げにつきましても、県内の伝統工芸品のデザインパターンをモチーフ化すると、こういったことなどによりまして、三重の文化を建築物から発見できるように、設計面での配慮を行ったところでございます。

施工時における文化力の具現化につきましても、周辺の住環境に配慮いたしました仮囲いのデザイン画、また、駐車場の植栽等につきましては、地域の皆さんの参加も検討をしてみたいというふうにご考えております。

さらには、県産材の使用に努めまして、三重県のすぐれた木材資源をPRしていきたい、こんなふうにご考えております。

新県立博物館につきましては、近年にない規模と内容の建築工事案件でございますので、秋を目途としております発注に当たりましては、品質、また、工程管理に支障のない範囲で、できる限り県内企業の受注機会を増やしてみたいというふうにご考えております。

具体的には、本体工事につきましては、従来から、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に分離をして発注をしてみましたが、今回につきましては、機械設備工事を空調設備工事、給排水設備工事に分けることといたします。さらには、外構工事につきましても、舗装、造園等に分けたいというふうにご考えております。こういった発注によりまして、新県立博物館

が県内企業の技術力を結集したものにしたい、こんなふうを考えております。
以上でございます。

〔25番 館 直人議員登壇〕

○25番（館 直人） 本当にそう思うんです。思うんですというか、技術者という形の中からいったら、余り技術面に、いろいろなことはあるんだと思いますけれども、やっぱりもとは、知事もおっしゃられる、県民の皆さんの思いとか夢とかいろいろ詰まったものにするためには、もうこれは、設計のところはうちの技術集団へ来たんだよというのではなくて、県民の皆さんの要望であったり、声であったり、そういうことも、生活・文化部とも本当に連携をしながら、それが反映されるような、そんな施設になるように建設を進めていただきたいなど、こう今になれば思いますし、県内企業の育成、これについても極力心を入れてやっていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなりました。最後に参りましたけれども、あとの（2）のほうは要望でおさめようかなと思いますので。

まず、生活排水対策のことで、推進本部の設置が本年度からされたところであります。江畑副知事を本部長にされて、生活排水対策推進本部というのができました。それは、社会情勢の変化や建設コスト、維持管理コストなどを検証し、市町と協議の上、生活排水処理アクションプログラムの見直しを進めていって、より効果的かつ効率的な手法によって生活排水対策の事業を推進しようということでありまして、また、国のひもつき補助金の廃止でありますとか一括交付金など、事業制度の見直しという対処の必要ということも、その設置に対して明記がなされているところでございます。今までもそういう形のを望んでおった私としては、本当にいい組織を設置いただいたなど、このように思っておりますし、あとは環境先進県としての積極的な活動、取組をお願いしたい、このように思うところであります。

そして、基本的なお願い、要望でありますけれども、これまででもいろいろ申し上げてきましたので事細かには言いませんけれども、下水道事業、これは巨額の事業費と膨大な時間がかかっている、整備が遅れますよねというこ

と、そして、汚水は受益者負担が原理、そして、雨水は公共が原則ということでもありますから、税の公平性ということも考慮もいただくことが必要なんだろう。そして、下水事業は、100%普及したとしても、それは終わる事業ではない。維持管理等々があって、永久な事業であるということ。そして、始まったら、今さらとまらないという、公共事業の性格もこれはありますよね。そして、下水道の区域は、基本的には市町が設定すると、このようなことになっております。しかしながら、やはり地域の実情に応じた、そんな見直し等々もこれからプログラムで必要なんだと、このように思いますが、推進本部として、この設置がされたことについての決意を江畑副知事のほうから御答弁いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

〔江畑賢治副知事登壇〕

○副知事（江畑賢治） 生活排水対策についてお答え申し上げます。

本県につきましては、生活排水アクションプログラムに基づきまして、生活排水処理施設の整備を図ってきておるところでございますが、これまで、整備の推進につきましては、国の補助制度のもとで、下水道、浄化槽、集落排水施設などを所管するそれぞれの部局で進められてきたところでございます。こうした施設の整備につきましては、御質問にございましたように、人口減少等の状況が変化しているということもございますし、また、整備を行います県、市町の財政状況も、今後とも引き続き厳しくなるということも予想されております。また、国におきましては、一括交付金化の議論も進められているところがございます。こうした状況の中で、県民の快適な生活環境を確保するという観点、あるいは河川、海の水質の保全の観点から、生活排水処理施設整備率の向上ということが求められているところがございます。

こうした認識のもとで、関係部局が連携いたしまして。

○議長（三谷哲央） 答弁は簡潔に願います。

○副知事（江畑賢治） 一体となって、生活排水処理対策に取り組みますとともに、事業主体である市町と十分な協議調整を進めまして、連絡を密にして、

地域の実情を踏まえた、効果的、効率的な生活排水処理施設の整備を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三谷哲央） 館議員、簡潔に願います。

〔25番 館 直人議員登壇〕

○25番（館 直人） 簡潔におこないます。

済みません、時間の配分が悪くて申しわけございませんでした。ありがとうございます。

あと、生活排水対策について、補助金の出し方とか単独浄化槽とかといういろいろな問題があるわけでございますが、これはまた今後委員会等々の中で御指摘申したいと思っております。

時間が参りましたので、私の質問、終結をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○議長（三谷哲央） 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

午後1時0分開議

開 議

○副議長（森本繁史） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（森本繁史） 県政に対する質問を継続いたします。34番 岩田隆嘉議員。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇・拍手〕

○34番（岩田隆嘉） 伊賀市選出の自民みらい会派の岩田でございます。伊賀

市出身でございます。午後のひととき、眠たい人がいると思いますが、居眠りが出れば私の責任だということとっておりますので、よろしく御辛抱いただきたいと思います。

まず最初に、今、全国的にやかましく言われております口蹄疫問題について御質問をさせていただきたいと存じます。

宮崎県で発生をいたしました口蹄疫につきましては、今日発表されたところによりますと、牛が3万2821頭、豚が16万880頭の家畜が疑似患者として殺処分対象となるなど、今までにかつてない未曾有の被害となっております。被害に遭われた宮崎県の畜産農家をはじめ、家畜の処分に当たられている関係職員の皆様に心からお見舞いを申し上げるところでございます。

畜産農家にとっては、手塩にかけて育てた牛、豚を殺処分という形で殺さなければならない無念さは、かつて牛を肥育していた私にとりましては、痛いほどよくわかる事情でございます。発生から2カ月近くもたってもいまだ感染が拡大している状況で、6月10日には国内最大規模の畜産地帯である宮崎県都城市で感染疑いが確認をされております。いつ、どこに、どんな形で感染するかわからない病気に対し、毎朝、今日は感染していないかな、畜舎に行って、牛や豚を見て回るときの不安感、畜舎に病気を持ち込まないための消毒や農場の封鎖など、細心の注意を払い続けていかなければならない、こんなことへの肉体的、精神的な負担ははかり知れないものがあると思います。その上、病気に感染すると、すべての家畜を殺処分しなければならず、その処分作業や埋却する土地の確保や重機の手配などの御苦労や、いつ畜産の経営が再開できるかわからない状況で、生活を維持していく経済的な負担はもとより、事態が長期化するにつれて関係者の精神的なダメージも大きく、経営再建をあきらめる農家も多く出ていると聞き及んでおります。

さらに、自分のところが病気にかかっていなくても、病気の発現場から10キロ管内に入っていると、病気の蔓延防止のためのワクチン接種がなされ、これも、発生農場と同じように全頭処分しなければなりません。かつて私が伊賀地域とともに伊賀牛を肥育していたある農家も、宮崎に牧場を持ってお

り、その牧場がこの10キロ範囲であったことから、病気の侵入を必死で防いでいたにもかかわらず、殺処分対象となりました。彼は、現地の牧場経営を任せている従業員青年から、「大将、消毒や人の出入りの規制など、見えない敵と1カ月以上戦い続けたが、残念です」、こんなことを電話で知らせてきた。彼は、「君たちは最後までウイルスの侵入を防いだ、胸を張れ」、こうして勇気づけたそうではありますが、彼自身、いくら経済動物とはいえ、家族同様に育ててきた牛、豚、これの命を守ってやれなかった、無念、と悔しさの思いをかみしめておりましたが、本人の無念さを思うと本当に断腸の思いであります。

今回、このように口蹄疫が拡大した背景には、国や自治体の危機意識の低さや、初動体制の遅れがあったと言わざるを得ません。いまだ感染経路が解明されていませんが、発生が確認された4月20日より以前の4月初旬には発熱や下痢を起こしている家畜が報告されていたにもかかわらず、直ちに疫学的な検査が行われず、その間の人や車の行き来により感染が拡大していったのではないとも言われており、非常に残念でなりません。

今年に入ってから、韓国、中国、香港、台湾で相次いで口蹄疫が発生した中で、国や自治体はもっと注意を払うべきではなかったのでしょうか。危機意識が低いと言わざるを得ない状況だと思います。

また、口蹄疫は非常に伝染力が強く、的確な初動体制による封じ込めが最も重要であるという認識も欠けていたのではないのでしょうか。法定伝染病に指定されている口蹄疫は、牛や豚などに特有の病気で、1頭でも感染すると、その感染力の強さから、すぐに病気が広がる恐れがあります。豚は体内でウイルスを増殖しやすく、豚がウイルスを外部に発散する量は、牛の100倍から1000倍と言われております。家畜が口蹄疫に感染すると、口やひづめに水泡ができ、その苦痛からえさが食べられなくなり、立っていることができなくなったり、やがてやせてしまい、家畜としての価値がなくなってしまいます。すぐに死んでしまう割合は数%と言われておりますが、肉として家畜が出荷できなくなり、経営に与える影響は甚大です。畜産農家として何としても侵

入を防がなければならぬ病気のひとつなのであります。

約10年前に、今回と同じような事件が起こっております。宮崎県と北海道で口蹄疫が発生をいたしました。そのときは、宮崎県で3戸、35頭の牛が、北海道では1戸、705頭の牛が疑似患畜として殺処分されています。今回より少し感染力の弱い種類のウイルスであったようですが、初動体制の速さから、当時、宮崎では、3月25日に疑似患畜と診断されてから、5月2日で移動制限を解除しており、北海道では、5月11日に疑似患畜と診断され、6月9日に解除しております。約1カ月で終息をいたしております。また、被害農家に対する交付金額は、合わせて3億3000万円余となっております。

しかし、今回は、残念ながら、国にも、自治体にも慢心があったのではないかと非常に悔やまれます。その結果、農林水産省は、5月17日時点での被害総額を約160億円としておりますが、その後も感染は拡大しており、事態の長期化に伴う地域経済への影響ははかり知れず、影響は今後数年にわたって続くのではないかと思います。一刻も早い感染経路の解明と、被害に遭われた畜産農家等の再建を切に願うところでございます。

4月20日の宮崎での口蹄疫発生以降、三重県においても農家の皆さんの心配の声が徐々に伝わってくるのを受け、いち早く自民党三重県支部連合会及び私ども自民みらい会派として、5月20日、宮崎県で発生した口蹄疫に早急に対応する緊急申し入れを知事に行い、消毒等防疫体制の強化と、宮崎への応援体制の確立を求めました。また、宮崎県の対策が長期化していることを踏まえ、去る6月9日、意見書という形で、三谷議長が国に必要な対策を要望したところです。我々としても一刻も早い口蹄疫の終息を願っており、先日、6月7日の本会議において、三重県への口蹄疫の侵入防止策と、万が一発生した際の初動体制に係る経費として約1億2000万円の補正予算を議決いたしました。県として、畜産農家の不安感を払拭し、畜産農家が安心して仕事ができるよう、スピード感を持って着実に対策を進めていただきたいと思います。

国では、6月4日に、口蹄疫対策特別措置法が施行されました。宮崎県で

の口蹄疫終息が進まない大きな要因であった埋却地の確保や、殺処分について、国が農家にかわって行うことや、処分した家畜を時価評価で補償することが規定され、今後、国の責任において家畜の処分が進んでいくと思いますが、地域が清浄化され、畜産が再開され、もとの産地に回復するには相当の時間が必要だと思えます。私としては、宮崎県の畜産農家の将来はどうなるのか、非常に心配でなりません。というのも、私がかつて育てていた伊賀牛や松阪牛といった全国に名の通るブランドを持つ我が三重県の肉牛生産は、その技術が卓越しており、他の産地より高度な技術を持っております。しかしながら、三重県では、子牛生産はあまりやっていないのが実情です。ほとんどすべての子牛は、他県の産地に頼っているのが現状でございます。その中で、宮崎県の子牛は、肉質の仕上がりによさもさることながら、早く大きく育つという特徴を持っており、農家にとっては飼いやすい牛とも言えると思えます。そのため、伊賀や松阪では、導入する子牛のうち、約4割が宮崎県から導入されているほどです。我が県が全国に誇るブランドは、実は、宮崎県に大いに助けてもらっていることとなります。このようなときこそ助け合って、家畜防疫員派遣など、宮崎県への支援をしっかりとやっていただきたいと思えます。

このように、伊賀牛や松阪牛などが全国的なブランドとなるまでには、長い間の地域の農家の皆さんのたゆまぬ努力があったからこそできたのであります。私としては、このブランドを何としても守らなければならないと思っております。

そこで、国の対応と県の対応についてお伺いをいたします。

一つ目は、今後、三重県のブランドを守っていくために、県としてどのような対策を講じようとしておられるのか。まず重要なのは、子牛の確保対策についてであります。

口蹄疫の発生以来、九州の子牛市場が閉鎖されており、現在、九州からの子牛の供給がない状態が続いております。5月は、口蹄疫への不安から子牛の導入を差し控える農家もあり、一部の市場、例えば高山なり岩手以外の子

牛価格は安定しておりましたが、6月に入ると、ほとんどの市場で子牛価格が上昇しております。今後の導入にどのような支援を講じていくのか、お伺いをいたします。

また、同じ子牛といっても、産地によりその性質が違い、飼育方法も、その特性に合った肥育技術が必要です。子牛の導入産地が変わると、農家は、その産地の特性に合った肥育技術を確立しなければなりません。また、このような導入産地が変わることによる影響は、肉として出荷する1年半後以降にあらわれ、この肉のできいかんによって農家の経営が大きく左右されることが想像されます。そこで、子牛の導入産地が変わり、新しい血統での肥育技術が必要となりますが、県としてどのような支援を行うのか、お聞きをいたします。

二つ目は、野生動物を介した口蹄疫の拡大防止です。

口蹄疫は、野生のシカやイノシシにも感染するそうですが、今、農山漁村地域では獣害問題が深刻になっております。三重県は、全国でも野生鳥獣による被害が多い県でもあります。この野生のシカやイノシシに口蹄疫が蔓延することがあっては大変なことであり、感染を予防することは極めて困難であります。野生動物に発生しているか否かを確認することが必要であります。その対策と拡大防止に対する県のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

三つ目は、早期発見と初期対応が、感染を拡大させないためにも最も効果的であると考えます。今回は、残念ながら早期発見が遅れ、児湯郡都農町で初めて疑似患畜が確認されたときは、既に他の畜産農家でも症状を呈する家畜が報告をされていたのです。だれもが、人間の心理として、自分のところだけはかかってほしくないと思うものですが、初動対応について県でも検討されておりますが、農家のいかに即座な、自発的な通報を奨励する方策がないのか、お伺いをいたしたいと思えます。

最後に、市場再開後の畜産農家への対応ですが、今回の口蹄疫は、人にはその肉を食べても健康に害のないことは周知のとおりといたしておりますが、

問題は、生産農家が導入した子牛が、もしかしたらかかっていないかという風評を恐れているようにも思われます。現在も、東北、北海道から導入している子牛も合わせ、今後、終息した時点で市場が再開されたとき、本当に大丈夫かという不安が残る恐れがありますが、農家が安心して飼育できる、県独自の規制と対応をお聞きをいたしたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 私のほうからは、最後のほうの御質問にお答えをしておきたいと思います。

宮崎県の口蹄疫、これまでに我が国が経験したことのないような甚大な被害をもたらしております。発生地域の皆さんの不安や御労苦に対しましては、心からお見舞いを申し上げるところでございます。特に、先般、県が派遣をいたしました獣医師の報告を聞きました。その中で、本当に涙ながらに報告を受けまして、地元の皆さん方の本当に御苦勞を心からお察しをしたところでございます。改めてお見舞いを申し上げておきたいと思います。

今回の口蹄疫につきましては、原因やその感染経路の解明には至っておりませんので、他府県への広がり、あるいは万が一にも三重県への伝播の可能性というようなことも危惧をするところでございます。したがって、県としては、組織を挙げて冷静かつ着実に対策を進めていかなければなりません。しかしながら、発生後かなり期間が経過しているにもかかわらず、宮崎県内での終息の見通しも立っておりませんので、三重県内での畜産農家をはじめとする県民の皆さんに、大きな不安感を与えておるところでございます。

そこで、この不安感を払拭するというために、すべての牛や豚等の畜産農家への消石灰の無料配付と、それから、初動体制の発動対策のための補正予算を提案し、決議をいただいたところでございます。今日、昼のニュースでも、菅総理が、宮崎県の外へ拡散していくということを何としても阻止し、そして、口蹄疫を完全に終息させなければならないという強い意思を示され、

指示を出されたということでございます。ぜひ、一刻も早く口蹄疫が終息されることを願っております。

市場再開ということについてはありますが、今後、宮崎県での口蹄疫が完全に終息し、そして、正常化されるというためには、国の確実な、責任ある確認というものが担保をされた上で安全宣言がなされるものと考えます。でありますから、そういう状況になりました上では、子牛の取引も正常化されるということになるのだらうと思います。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 口蹄疫対策についてお答えいたしたいと思っております。

まず、子牛の確保対策なり、子牛の導入産地が変わることによる新しい肥育技術の確立の、この2点にお答えいたします。

宮崎県の口蹄疫発生以降、九州においては多くの市場が中止、延期の状態でございます。本県の和牛肥育農家は、他の市場において子牛等を導入されておるところでございます。6月開催の子牛市場では、前年同月比で雌子牛の価格が上昇いたしておりまして、今後、肥育農家の経営を圧迫することが懸念されるとともに、新しい血統の子牛を購入することは、将来の経営や肥育方法などに対する不安感を与えることが懸念されております。

県といたしましては、畜産農家の経営安定化のために、まず、5月28日から開設をいたしました相談窓口で、融資制度資金や飼育方法、肉質結果などの子牛の系統に関する情報を積極的に提供し、必要に応じ、具体的な相談に乗っておるところでございます。

また、肥育技術は農家の企業秘密で、広く共有できない状態にあることから、県としましては、新しい血統の肥育技術を早急に確立するため、他県での肥育技術等の情報を積極的に収集し、提供してまいります。さらに、畜産研究所におきまして、飼料の種類、配合割合、量などの飼育方法や肉質の変化を新しい血統の子牛で肥育試験等を実施することで、新たな肥育方法や優良な子牛の情報の収集に当たってまいりたいと考えております。

次に、野生鳥獣に関する御質問でございます。

シカやイノシシなど、偶蹄類の野生獣が口蹄疫に感染した場合、その野生獣による感染の拡大が懸念されております。しかしながら、宮崎県では、発生農場から20キロメートル圏の制限区域が設けられており、その区域内では、農場だけではなく、多くの道路等で散布されております塩素系消毒薬等の刺激臭等によりまして、農場への野生獣の接近は少ないと考えており、現時点では野生獣の感染は確認をされておられません。

一方、農林水産省では、野生獣調査は課題として認識しており、関係省庁と協議をいたしまして、具体的な検討をしていくと聞いておるところでございます。本県としましては、国に対して、野生獣の感染防止に対する支援を要望するとともに、感染野生獣の監視体制の一環として、口蹄疫とその防疫方法、発見したときの対応などに関するパンフレット等を作成して、まずは有害獣駆除に取り組む関係者に提供し、協力をお願いすることとしております。

また、万一、県内に感染した野生獣が発見された場合は、迅速に野生獣を処分するとともに、その情報を畜産農家及び関係者で共有するほか、飼養衛生管理基準に基づき、窓や出入り口等の開口部にネットを設けるなど、畜舎に野生獣が侵入しない措置を農家にとっていただくよう指導してまいります。

最後に、農家の自発的通報に関する御質問でございます。

家畜伝染予防法に基づく飼養衛生管理基準におきましては、畜産農家には、畜産の異常を早期に発見できるよう、獣医師による診断や指導を求めることが規定されるとともに、口蹄疫が疑われる家畜を発見した獣医師には、同法により届け出の義務が課されています。

今回、国では、新たに制定した口蹄疫対策特別措置法に基づき殺処分される家畜について、時価評価で補償することによって、口蹄疫発生農家の経済的負担の軽減を図るとともに、早期の通報を促すこととしております。県では、こうしたことを踏まえて、畜産農家の皆さんに、早期通報の重要性をしっかりとお伝えし、理解の促進を図ることによって、自発的な通報を確実に行

っていただけるよう努めていきます。

[34番 岩田隆嘉議員登壇]

○34番（岩田隆嘉） 一応の御答弁をいただきました。ただ、私は、以前にも牛を飼っていたというような立場から申させていただきますと、もう少し今の対応としても、あるいは今後の対応としても、踏み込んだ対応をしていかなければならんのかなというふうに思っております。例えば、今、知事のほうからは、国のこれからの対策によって、それに準じてまた県のほうも対策をやっていくということで、国に期待を持たれております。ただ、県独自としてどうするのかということが、やはり今の時点、皆さん方や畜産農家が安心していくためには必要ではないかなというふうに思います。

実は以前にも、10年前に起こったと先ほど申させていただきました。そのときに導入をしておりました。その通報が出たときに、途端に、宮崎からこちらのほうへ子牛を運んでおったトラックがありました。これを途中で引き返させ、もとの市場へ持って帰っていただいて、そこでもう一度飼育を、その潜伏期間の1週間なり10日をお願いしたという例があります。また、個々の農家で導入したときには、一番よい方法は、各農家でもそういった隔離畜舎を持って、そこで一時潜伏期間をしのいだ後、皆の牛と入れるということも必要であろうと思いますが、このことについては、なかなか農家ではそこまで対応ができるような経済状態ではないということもございます。そうすれば、一時、どこかのところでモニター飼いと申しますか、そういったことをやらないものかなと。例えて申し上げます。今、伊賀であれば、佐那具というところの家畜市場へ一たん牛をおろして、そこから各農家へ運んでいるという例が今までございました。恐らく松阪もそういったことをしておられると思います。こういったときには、そういったところでもって一時やっていただくような方法も、県として対応すればどうかということもできる可能性はあると思います。と同時に、もう一つは、家畜を導入してきた、今も東北あたりから導入していると思います。このときに、やはり本当にそういったことには、今起こっていないところから持ってくるということでありま

すので、その懸念はないということではありますが、やはり念には念を押す意味から、ただ消毒は消石灰を振っただけということではなしに、先ほど農水商工部長から申されました、例えば塩素系の薬剤を導入の子牛、あるいはそのトラック、これ全体に消毒をするという念の押しようも必要かなというふうに思います。こんなことに向けて、やはり県として、三重県はこうですよという規格を、ほかの県に先駆けてしっかりと打ち出す必要があると思いますが、この点についていかがお考えか、もう一度お聞かせをいただきたいと、思います。

○知事（野呂昭彦） 今おっしゃったことにつきましては、岩田議員の場合には御自身で牛も飼っておられたというような、そういう御経験もある。それだけに今回の事態について大きな危機感も持っておられるということは理解をすることでございます。ただ、今回、宮崎県での口蹄疫の発生原因、経路、こういったことがまだ、これは終息をさせてから調べてもいくということにもなるかと思えます。そういう原因究明やそういったことをした上で、国として安全宣言が出せるということになりましたときに、それ以上のリスクをどういうふうに受けとめ、対応していくか。このことは、私は、やはり相当専門的なレベル、立場で御検討をいただかなければならないだろうと、こういうふうに思います。したがって、仮にもリスクが今回の口蹄疫による影響として残っておるならば、国は安全宣言はなかなか出せないだろうと、こういうふうに思います。したがって、国が、やはり今回の場合に安全宣言を出せるということは、そういった考え得るリスクというものが排除されたときであろうと、こういうふうに思います。ただ、外国から、また、どういう形でどう来るかもしれないということになりますと、そのリスクまでいうならば、これは、また違った面からの議論が必要なかなと、こういうふうに思います。例えば、現在、家畜を飼う場合の飼養衛生管理基準というものがございます。そういったことも、こういったリスクにきちっと対応できるものなのかどうなのか、そういったことも見直していくということは大事なことなのかなと、こう思います。少なくとも御指摘があるようなリスク

があるならば、それに最善の対応ということは必要であると、こういうふう
に思うところであります。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇〕

○34番（岩田隆嘉） ありがとうございます。こういったことで、今、それ
こそ申されておるとおり、今自体ではわからないということであろうと思
いますが、それならば、それ以上に、わからないということであれば、これか
ら先、いつ安全宣言が出されるのかなと、これが、もしも今、もう鹿児島へ
届こうかなというときであります。こんなときに、これから先、導入が先々
ずっと遅れていくということになると大変でありますので、ほかの県から導
入をしなければならんということは、今のやっぱり耐え忍んでいくときに一
番大事なことであります。このことについて万全を期していくということを
これからも県としてしっかり見守っていくよう、そのときにはしっかりと
した対応をするということをお願いしておきたいと思えます。

それでは、次の質問に参らせていただきます。次は、鳥獣害対策について
お伺いをいたしたいと思えます。

国では、平成20年2月に、鳥獣被害防止特別措置法を施行し、市町が中心
となって行う地域ぐるみの総合的な防除対策に支援を行うこととされました。
その事業にのっとり、三重県でも各地で取り組まれてきたところでございま
すが、平成22年4月現在で、25の市町で鳥獣被害防止計画が策定され、国の
支援を受けながら様々な対策に取り組まれてきたところでございます。しか
しながら、鳥獣の被害は現実には目に余るものがあり、一向に対策の効果が
見えてこないように思います。現に、被害額を見ても、平成19年度は5億8000
万、平成20年度に約7億1000万もの被害報告がなされております。これは、
農家の申告だけであり、ほかにどれだけの被害があったかはまだ定かでない
と思えます。特に猿の被害は全国1位だそうであります。シカは7位であり、
イノシシは20位で、全体を平均すると、被害額にして13位だそうございま
す。このままの状態を放置すると、中山間地などをはじめとした集落の営農
意欲の喪失や高齢者の生きがい喪失、耕作放棄などを招き、住民の精神的な

被害や、中山間地域の荒廃につながりかねません。

猿やイノシシ、シカが増えた原因には諸説がありますが、一つには、地球温暖化によって冬が過ごしやすくなり、子どもの生育環境が改善したことや、里の野菜や果物の摂取によって栄養状態がよくなり、雌猿の妊娠適齢期間が延びたことが考えられます。以前は2年に1頭しか産まなかった猿が、最近では、1年に1頭あるいは2頭産むと言われております。また、追い払いを行う側の中山間地域の活力も低下をしており、このような状況の中で、一朝一夕にして効果的な対策をとれるようなものではありません。

そこでお伺いをいたします。まず、県では、これまで、様々な獣害対策を実施してきたところですが、獣害対策において、防護さくの設置をはじめとした防除対策について、その現状と課題について、その対応策についてお聞きをいたします。

次に、猿の防除対策を効果的に展開するために、猿の動向を事前によく把握し、自分たちの集落にあらわれるタイミングを的確につかんで、適切な追い払いを行うことが重要であると考えますが、いかに猿の群れの動向を正確につかむかは、非常に難しいことだと思います。お聞きするところによると、現在、携帯電話を使って、猿の目撃情報をあらかじめ登録した人たちに配信するサービスを民間主体で行われていると聞いております。このような試みは、猿の群れの動向把握にとって大きな役割が期待をされます。県として、このような取組を一層周知すべく、地域のオフトークや防災無線等を利用しながら多くの県民が利用できるようにするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、国の交付金であります鳥獣被害防止総合対策交付金は、平成22年度までの制度と聞いております。この交付金は、平成20年度が28億見込まれておりました。21年が30億5000万円であったものが、22年度、いわゆる今年は、事業仕分けによって25%減の22億7800万円となっております。三重県では、平成21年度末時点で、25の市町で被害防止計画を策定し、これに基づき2億8000万円の予算要求をしたと伺っております。これに対して、国の内示

額が63.5%の1億7756万円となっております。このような状況では地域の熱意ある取組の継続につなげることができません。鳥獣被害防止特別措置法では、国及び都道府県は、市町村が行う施策が円滑に実施できるよう、財政上の措置を講じることとなっております。先日の日本まんなか共和国会議でも、県境を越え、鳥獣害対策共同研究会を立ち上げ、被害防止を推進していこうと決議をさせていただいております。

獣害の被害は一向に減らず、深刻な状態であるにもかかわらず、このような動きは地域の実情を全く省みないものであり、国の獣害対策の一貫性に大きな疑念を抱かざるを得ません。

そこで、このような事態を県はどのように受けとめ、そして、これまでどんな取組をしてきたのでしょうか。

最後に、シカ、イノシシの駆除方策についてお伺いします。

シカ、イノシシの駆除については、有害鳥獣による捕獲よりも狩猟による捕獲実績が高く、今後も狩猟に期待しての対策となることが想定されます。お隣の奈良県では、狩猟期間を延長して、これらの捕獲を促すことにも取り組んでおりますが、我が県の取組をお聞きいたします。

よろしく申し上げます。

〔辰巳清和環境森林部長登壇〕

○環境森林部長（辰巳清和） 私のほうから、最後にございました、シカ、イノシシの駆除、狩猟期間のことについてお答えしたいと思います。

シカ、イノシシ等の野生鳥獣害によります農林水産業の被害、本当に議員の御指摘のとおり、農山村で大変な苦勞をされておるということで、植えた農作物であるとか苗木が、大変な被害に遭っておるといふふうに思っております。それに対応するというので、鳥獣保護法といいますか、鳥獣の保護及び適正化に関する法律のほうでは、そこで対応を一つ私どものほうでやっております、狩猟による捕獲を促進するように、捕獲頭数制限の緩和などに今まで取り組んできたところでございます。

それで、ニホンジカの被害でござりますが、第2次特定鳥獣保護管理計画、

5カ年の計画なのですが、これを18年度に策定いたしまして、平成19年度から、狩猟による捕獲数あるいは有害駆除許可頭数、これの制限を緩和しております。しかし、捕獲実績を見ますと、平成18年度に6471頭あったのですが、頭数を緩和した平成20年度には9662頭ということで、まだ大幅に増加しているという現状でございます。

それから、イノシシにつきましても、19年度から有害駆除の許可頭数の制限、これを緩和しておりますが対応しておるんですが、捕獲実績のほうも、18年度5978頭が、平成20年度には8262頭と、これも増加している現状でございます。

このように、捕獲のほうは増やしているという状況にあるわけですが、先ほど御指摘のとおり、農林業の被害は依然として高い水準のままにあるということと、それから、ニホンジカにつきましては、まだ生息密度が、計画策定時、18年度よりもむしろ増大しているという状況ではないかと思っております。

このようなことから、ニホンジカ、イノシシによる被害を軽減するとともに、適正な生息密度に誘導するということが、狩猟期間を変更する場合の前提となります特定鳥獣保護管理計画、これにつきまして、本年中に自然環境保全審議会、これに諮問をしていきたいと、このように考えております。

以上です。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

○農水商工部長（渡邊信一郎） 鳥獣害対策のうち、まず、防護さくの設置などの現状、課題、対応策についてお答えをいたしたいと思います。

県内、特に中山間地域におきましては、イノシシ、シカ、猿等による獣害が日常的に発生をいたしております、この被害は農林業にとどまらず、農作物が作付できないことによる高齢者の生きがいの喪失や、耕作放棄地の増加など、その地域全体の活力維持にも悪影響を与えているところでございます。

そこで、本県では、平成21年度から、従来の手法に加えまして、住民自身

による防護さくの設置、獣類の追い払いや、収穫残渣の除去などに取り組む獣害に強い集落づくりを集中的に進めておりまして、24のモデル集落を整備したところでございます。

これらの取組の中で、イノシシ、シカに効果のある防護さくにつきましては、住民自身による設置方式が拡大したことから、平成21年度だけでも145キロの防護さくが整備されておるところでございます。さらに、捕獲おり、緩衝帯等の導入など、地域の特性に応じた多様な対策が実施されております。

このような対策をうまく活用した集落におきましては、農作物被害の大幅な減少が見られるところでございますが、県全体の取組には至っておりません。このため、今後とも、地域の状況を踏まえ、地域全体で自主的に取り組む、獣害に強い集落づくりを進めてまいります。

次に、発信機を活用した猿への対策でございます。

野生獣の中でもとりわけニホンザルにつきましては、環境への適応力が高いことから、集落全体による花火やパチンコ等による威嚇、モンキードッグによる追い払い等を活用し、人なれをさせずに追い払う活動が重要です。このような追い払いの取組については、電波発信機による位置情報や出没情報を有線放送等により地域へ連絡し、多くの住民が参加することにより、さらに効果を高めている事例があります。そこで、電波発信機は、国の事業の活用も可能であることから、地域の取組の実情に応じた活用について助言を行っていくとともに、電波発信機による追い払いを進めている民間組織との連携のあり方についても検討を進めます。

次に、国からの鳥獣被害防止総合対策交付金についてでございます。

国においては、鳥獣被害防止特別措置法を施行し、これに基づき、平成20年度から平成22年度までの3カ年事業として鳥獣被害防止総合対策事業を実施いたしております。この事業では、地域の自主的な取組が基本となっていることから、計画的に防護さく等の整備が進めば、地域が被害防止活動を自ら進めていくことができます。しかしながら、平成22年度には、国予算が対前年当初予算比で81%と削減されたことから、本県への配分額は1億7700万

円と大変厳しい状況になっておるところです。そのため、地域では、計画的な整備が難しくなってきたことから、本年度で事業が終了することに強い危機感を持っています。そこで、本県としましては、この5月に、国へ地域の実情を説明し、事業継続と予算確保について提言をいたしました。

今後も、この事業により支援を行うことが重要なことを国へしっかり伝えてまいります。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇〕

○34番（岩田隆嘉） 御答弁をいただいたところでありますが、まず、環境森林部長、今まで捕獲をした頭数だとか、これも増えていると、あるいは、これから先、捕獲を増強していくということを申されております。言われておりますとおり、これから先、環境保護団体ですか、これらとのやっぱり兼ね合いもあろうと思います。今、シカについては、第2次の特定鳥獣保護管理計画が立てられているということではありますが、まだそのほかについては、イノシシあるいは猿についてはわかっていないと。恐らく、猿が今、三重県内に群生しているその量といいますか、その群生は、70から120ぐらいの群生地があると聞かせていただいております。これをこれから先、どうやっていくのかということについては、それもやはり、その頭数なり、あるいは保護管理計画というものも立てていかなければならない、早速に行くわざではないような気がいたしますが、それらについてもしっかりとやっていかなければならないと思います。この点について、奈良県が捕獲の期間を延ばした、三重県についてもそういったことで延ばしていくということで、まさにありがたい話だと思いますが、その後の、やはり法に基づいた措置もしっかりとやっていかなければならないと思いますので、早急に、今審議会を立ち上げるということではありますが、このことに向けてもしっかりと対策を練っていただきたいな、こんなことを要望しておきたいと思います。

それと、特別措置法で、これから先、今、85%までに落ちているということではありますが、このことについては、今本当に有効な手当でということ、恐らく今になって皆さん方に周知が行って、これから先、さあ、そんな

いい対策があり、補助金があるのであれば、やっ払いこうという方が相当増えてきている、それがために前年よりも多くのやっ払い要望が出ていると思います。こんなことについて、今、これについては、国が50%の補助金を出す、さらに、過疎地域と申しますか、山村振興地域にも55%を出す、しかも、その残額については80%の交付金対応をするということでもありますので、50%と仮定したって、10%の負担でいいということになると思います。こんなことにつけては、やはり、本当にいい制度であれば活用しなければならん、これがないことには、三重県としては、これから先の獣害対策は立ち行かない、恐らく全国で猿については一番だと聞かせていただいておりますので、今後のことについてはしっかりとやっ払いいただかなければならんと思いますが、そのことの決意をもう一度聞かせてください。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 議員御指摘のとおり、まさしくこの制度は非常に三重県の獣害対策にとって有効であるというふうに認識をしております、5月に参りましたときも、国の担当室長と十分実は地域の実情をお話しさせていただきました。今後も、引き続き国に対して強く働きかけてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇〕

○34番（岩田隆嘉） 少し弱いような気がしますけど、どうかよろしくお願ひします。

それでは、最後の質問に入っていきたいと思います。公立病院の現状と県のかかわり方ということで通告をさせていただいております。

今、県内の医療体制は、県立病院だけでなく、全体的に非常に厳しい状態となっていることは、今さら私が言うに及ばぬところでございますが、このことは、医師の不足によるところに原因があると、こう言われております。いつも比較されることではありますが、人口10万人当たりの医師数をいま一度検証してみますと、我が三重県は183人と、全国平均の213人より30人少ない、47都道府県中38位であります。中でも、その差は診療所よりも病院のほうが

大きく、診療所の23位に対し、病院は43位だそうであります。なお、これを三重県内で比較してみますと、公立病院においては、北勢地域を除き、平成16年と20年を比較すると、10%から20%医師が減少しているのが実態であります。中でも伊賀地域及び南勢志摩地域の公立病院の減少率が大きく、これらの地域において、救急医療を担っている公立病院の機能充実に向けた重点的な対策が求められるところです。もとより公立病院は、地域の医療を守る大きな柱でありました。特に救急医療においては大きな役割を果たしてきた公立病院が、危機に直面をいたしております。中でも、先日の森野議員の質問にもありましたように、伊賀地域の二つの公立病院も非常に厳しい状況にあります。

これらのことから、県では、修学資金制度の充実や三重大学の定員増など、県内の病院勤務医の絶対数を増加させる取組や、診療所と病院との連携に向けた取組を推進してきたところでありますが、その実績が見えてくるにはまだまだ時間がかかろうと思います。と同時に、高齢化が進む今日において、その需要がさらに求められると思います。今、県立病院の改革が県の重要課題として取り組まれておりますが、県立病院のみならず、公立病院についても、県とそのあり方を見直すとともに支援する必要があると考えますが、県内の公立病院を支援するためにどのような対策に取り組まれているのでしょうか。

また、先日の森野、北川両議員からの質問を踏まえ、県として新たな視点で医師確保の取組はないのかお伺いをいたします。

次に、伊賀地域の救急診療の状態と今後に向けた取組について、森野議員と重複するところもありますが、伊賀地域住民の切なる願いでもありますので、あえてお聞きをいたしたいと思います。

現在、伊賀市、名張市を中心に、二つの病院の機能分担を進めており、救急医療の再構築を検討すると同時に、搬送ルールの策定など安心できる救急体制の構築を促進されております。この2点について、県としても支援をいただいているところであります。従来から、伊賀地域で対応し切れない救急

患者は、奈良県、滋賀県など、他県とともに、津地域の医療機関で受け入れていただいているところであります。特に津地域においては、三重県の医療計画において、同じ医療圏として伊賀地域に足りない医療資源を補完する地域でもあります。その地域において、本年6月1日、三重大学医学部附属病院に救命救急センターが設置されたところです。また、平成23年度中には、三重大学、もしくは日赤にドクターヘリが導入されると聞いております。

そこでお伺いいたします。センターの設置により、津地域の救急体制は強固なものになりましたが、同じ医療圏の伊賀地域としてどのようなメリットがあるのか、同じように、ドクターヘリの導入についても、伊賀地域の救急体制にどんなメリットがあるのか、お教えをいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

〔真伏秀樹健康福祉部長登壇〕

○健康福祉部長（真伏秀樹） それでは、伊賀地域の関係につきまして2点ほどお答えさせていただきます。

まず、公立病院に対する支援のほうでございますけれども、県内各地域の公立病院は、住民が安心して質の高い医療を受けられるよう、地域のセーフティネットでございます救急医療、小児医療、周産期医療などの確保に大きな役割を果たしているというふうに思っております。

県においても、公立病院等におきます当直医師の確保、支援でございますとか、バディ・ホスピタル・システムによる診療支援など様々な取組を進めているところでございますけれども、医師不足が深刻化する中で、多くの公立病院では救急医療の対応が困難となる状況が続いております。

このため、平成22年度からは、地域医療再生基金を活用いたしまして、地域の救急医療を支える公立病院等の勤務医の確保、定着に向けた取組を進めてまいりたいと思っております。具体的には、まず一つ目は、勤務医の処遇改善、それと、負担軽減を図る取組といたしまして、医療クラーク、これは医師の事務作業を補助するものでございますけれども、医療クラークの配置でございますとか、診療所医師におきます外来診療などの支援を考えており

ます。

二つ目に、研修医の獲得を目指す取組といたしまして、著名な指導医の招聘でございますとか、全国の有名病院と連携をした、魅力ある研修プログラムの提供などを支援していくというふうに考えております。

こうした取組を通じまして、地域医療が安定的に確保される体制をしっかりとつくっていききたいというふうに思っております。

2点目の救命救急センター、ドクターヘリの件でございますけれども、御指摘のありましたように、本年6月1日に、三重大学医学部附属病院に、中勢伊賀保健医療圏において初めてとなります救命救急センターが指定されたわけでございます。これによりまして、伊賀地域の二次救急医療機関において、処置困難などの理由により受け入れることができなかった救急患者についても受け入れが進むことがまた期待をされています。伊賀地域における救急医療体制の後ろ盾として大変重要な役割を果たすと思っておりますし、また、津地域の二次救急病院の後方支援を通じまして、輪番体制の充実にもつながっていくというふうに考えております。

次に、ドクターヘリの関係でございますけれども、ドクターヘリの本県への導入につきましては、平成21年1月に、三重県医療審議会の救急医療部会のほうから十分な有効性が認められ、導入すべきとの答申を受けておりまして、現在、基地病院の選定に向けた調査、検討を進めているところでございます。

ドクターヘリを導入することによる効果といたしまして、救急通報から医師による初期治療開始までの時間短縮効果がございます。例えば、伊賀地域で見ますと、平成20年のほうの搬送実績をもとに推計をしたものでございますけれども、約25分程度の時間短縮が見込まれております。交通事故によります大けがでございますとか脳卒中などによる重篤患者に対して、救命率の向上、それと、治療効果が期待をされるということでございます。

○副議長（森本繁史） 答弁は簡潔に願います。

○健康福祉部長（真伏秀樹） 県といたしましても、早期に基地病院を選定い

たしまして、平成23年度中のドクターヘリの導入を目指して取組を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔34番 岩田隆嘉議員登壇〕

○34番（岩田隆嘉） ありがとうございます。時間が参っているようであります。今、伊賀地域の公立2病院は、全く瀕死の重症に陥っております。伊賀市立上野総合病院は、この7月から、内科医が、今5名であります、1名になると聞いております。三重大学をはじめ、関係医療機関からの支援が受けられるよう、県において、伊賀地域の医療を守るための積極的な支援をお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（森本繁史） 15番 中村 勝議員。

〔15番 中村 勝議員登壇・拍手〕

○15番（中村 勝） 新政みえ、鳥羽市選出の中村勝でございます。

昨日、東海地方は梅雨に入ったと見られると、名古屋地方気象台から梅雨入り宣言がありました。平年よりも5日遅い梅雨入りであります。いよいよ大雨の季節に入ったわけですが、県では、地震防災のみならず、風水害に対応する防災対策推進条例を昨年制定して、防災対策を進めていただいております。風水害の起こりやすい梅雨期を迎えて、備えあれば憂いなし、なお一層の防災対策をお願いし、通告に従い、質問に入らせていただきます。

昨年、三重県で開催された全国知事会において、この混沌とした時代の次の時代を、個々の制度や枠組みを俯瞰したこの国のあり方について議論すべきではないかとして、多くの知事の賛同と参画を得て、この国のあり方に関する研究会が設置され、この1年間、5回にわたり活発な議論がなされ、ここに『「この国あり方」について』という報告書がまとめられました。

この研究会は、我が野呂昭彦知事が座長に、全国から24府県知事が委員に名を連ね、東京大学名誉教授の神野直彦先生に顧問としてアドバイスをいただきながらまとめられたものであり、まことに時宜を得たものであると敬意

と感謝を申し上げたいと思います。

さて、この報告書の中で、冒頭に、時代の峠という言葉が出てまいります。また、最近の知事のあいさつで頻繁に使われている言葉でもあります。私は、時代の峠というのは、この国のあり方を議論する場合の主要な前提条件であると考えます。そこで、時代の峠とは何か。山を登る場合に例えれば、峠の手前にある胸突き八丁の急坂に差ししかかったところなのか、上り詰めた本当の峠なのか、それとも、既に峠は過ぎているのかについて議論をしたいと思えます。

時代という大きな山があり、その坂を上っていきますと、次第に道は狭く、険しくなり、胸突き八丁の峠に差しかかります。そして、息も絶え絶えになったころ、峠に上り詰め、前方が開けて、次の山が見えてきます。その上り詰めたところが峠であります。この報告書には、「この国が、経済、社会、環境、政治のいずれの側面においても、不安感、閉塞感が漂い、時代の大きな転換期にあり、まさに時代の峠に直面している」と現状認識し、「峠の向こうに新しい時代が見通せない状況にある」としています。先ほど申しましたように、峠は、山を登り詰めて下りにかかるところで、見晴らしのよいところでもあります。にもかかわらず、新しい時代が見通せないということはどのようなことなのでしょうか。新しい時代が見通せないということは、普通に考えれば、峠の手前、胸突き八丁の坂にあるということになります。坂を上り詰めて峠に達すれば、次の山がはっきり見えるはずであります。ただ、余りに急坂で息切れがして、目まいがするのかわ、また、霧がかかっているためにたまたま見えないのか、私たちは、時代を感じる時に自分の立つ位置を確認するわけではありますが、その位置は、往々にして、実際の地点よりも遅れて感じるのが一般的な気がいたします。凡人が時代を読む、時代の先端に行くことの難しさを感じるのであります。

ここに上げていただいた、この国の生活保障、雇用保障、希望を持って生きられるこの国のあり方、この国を実現する政策の方向や政府のあり方は、既に上り詰めた峠の上から見えているのではないかと書かれている内容を見

ますと、既に人々が気づき、勘づいていることが多いような気がいたします。私たちが今立っているこの峠から見えていることを俯瞰した内容であるとしたほうが、より現実味を帯び、説得力を持つのではないのでしょうか。したがって、これらのことは、知事会でも、あるいはこの国の政府でも、既に勘づいていると見たほうが、この国のあり方をよく、より早く実現する上で重要な視点ではないかと考えますが、知事の見聞を伺います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） この国のあり方に関する研究会報告書でございますけれども、我が国の現状につきまして、経済、それから、社会、環境、政治、いずれの側面におきましても不安感とか閉塞感が漂っておる。まさにそういう意味で時代の峠に直面しているとしたところでございます、そして、峠の向こうに新しい時代を見通せない状況にあるという認識を出発点としております。ということは、峠の向こうに見える社会というものは、少なくとも、政権が変わりましたけれども、その前の政権も、そんなにはっきりとした具体的なイメージというものが提示もされておりませんでした。したがって、峠に、もう、とにかくこのままではこの国がどうなっていくのかわからない、そして、不安感、閉塞感も国民に満ちあふれておる。そういうときに、もうこれは峠なんだと、こう思っても、霧がかかっておって、向こうのまちも見えない。あるいはひょっとしたら、すぐ足元はがけかもしれない。そんなところからまくれてしまったら大変でありますし、そういう意味では、次の時代というのは、私たちがまた考え、私たちがまたそれをつくっていく、そういう、自分たちで目指すことのできる峠の向こうにあるまち、社会でありますから、そういう意味で、それが見通せないという、今日の状況だということをも率直に認識をして、議論としてスタートしたところであります。

24人の知事、これは私を入れてでありますけれども、その中でいろいろ議論をしましたが、実は非公開でこれをやったわけですね。そして、それは本音の議論をやろうということで、5回にわたり展開をしてきました。私は、やっぱり、次の時代を描くということについては、相当いろんな意見が出て、

ひょっとしたらまとめるのは大変なのかなという気はしておったんでありますけれども、実は、将来に希望を持って生きられる社会を構築するという、その基本的な方向等において考え方が一致をしたということ、このことは、私は、大変よかったですし、有意義な議論をさせていただいた。しかも、先般報告申し上げたような形でまとめることができたということでございます。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） ありがとうございます。知事の今の答弁でいきますと、やっぱり胸突き八丁のところで、なかなか本当に先が見えづらい中で、これからあるべき姿というのをしっかりと、自分の目で見るというよりは、この24人の皆さんがおって、それまでの体験やいろんなことを考えながら一つの姿というものを見せていただいたんだろうなというふうに理解をさせていただきました。

日本の国はいわゆる成熟社会で、高齢化社会であります。この国のあり方、これの一番最初のところに四つの閉塞感があって、それから、次の時代に向かって、「この国のあり方」、「時代の峠」という矢印を右肩上がりに書いていただいております。これが、こういう今、高齢化社会、成熟社会という中で、この次の峠に達した場合に見える山が、果たして今登った山よりも高い山なのか、それとも低い山なのか。我々は、いつも次の高い山へ登ろうと今まであくせくしてきたような気がいたしております。そういう意味では、人生80年代を迎えて、そして、戦後50年のときから比べますと、30年余も延びたわけでありまして、その当時、道路や車などを一生懸命つくってくる青年時代であったというふうに思いますけれども、今は本当に落ち着いた大人の時代に我が国は入っておるのかなと、そんなふうにも思っております。きれいな空気と静かな暮らしを求める、体力の衰えた大人の時代、この国は成熟の、そういうふうに日々を重ねてきました。穏やかな日常の中に細やかな暮らしの糸を紡ぎながら、静かな時を編むことができる社会、それがすべての人々に保障される社会を私たちは目指しているのだと、こういうことも既に多くの人が共有できるのではないかなというふうに思っております。

したがいまして、峠の手前でありますけれども、次の時代であるこの国のあり方を、ぜひ広範な国民の間でこれをたたき台にして活発な議論がなされ、国民の間で一つの共有される次の時代というのを待ちたいなど、そんなふう
に思わせていただいて、次の質問に入らせていただきます。

環伊勢湾交通体系についてということであります。

私は、これまでの質問で、伊勢湾の環境保全、伊勢湾の漁業について質問
をしてまいりました。伊勢湾の環境保全については、伊勢湾本体のみならず、
それに通ずる河川、その上流の森についても重要な要素ととらえてきました。
伊勢湾をこよなく愛し、三重県民、愛知県民の公共財として敬い、利用して
いくことが重要であります。今日は、その伊勢湾岸の交通体系について質問
させていただきます。

交通とは、人や物が物理的に行き交うことであり、人間の社会活動に伴っ
て発生する社会現象であります。人間社会の発達にしたがって、より高度な
手段を提供するように発達してまいりました。江戸時代の伊勢湾は今よりも
一体感があり、この地域の交通、交流は、伊勢神宮を中心として、伊勢湾を
重要な交通路とした交通網によって支えられていました。一方、陸上交通は、
徒歩か馬の背をかりる程度のものでありましたが、世が明治、大正時代に移
り、汽車が丘を走り、汽船が海を行くようになると、汽船は小さな島々など
見向きもしないで通っていくようになりました。風待ちや潮待ちの必要はな
くなり、晴れて風のない日ほどよい航海日和になったのであります。離島が
今のように本土の漁村、農村から比べて遅れてくるようになったのは、つい
先ごろのことで、少なくとも明治中ごろ以降のことではないかと考えていま
す。

特に、江戸時代の海上交通は帆船によって行われたわけでありますけれど
も、帆船には定期航路はなく、全くの風任せ、潮任せで、大抵は目的地まで
荷物を運んでいってしまうのが普通でありました。私の地元、鳥羽は、大阪
と江戸の中間点にあり、風待ち港として栄えてきました。鳥羽の離島も、そ
れら風待ちをする帆船と小さな取引をして、文化の面でも、物質的な面でも

先進地であったと考えています。それらの名残は、今日でも、伊勢湾岸各地に歴史的、文化的遺産として残されています。

成熟社会を迎え、スローライフが希求されるような今日、これらの遺産は、生活に潤いを取り戻すための資源として、再び私たちの地域社会の中に復活させることが望まれています。また、これらの経済のもとでは観光は重要な産業であり、これらの資源をめぐって再び伊勢湾を活用した交通体系をよみがえらせることが重要であります。それは、伊勢湾の自然環境を保全し、海に親しみ、自然と営々と培われてきた文化の営みに触れる楽しみとともにある交通網であります。海の道、海の駅づくりとも言えると思います。この交通、交流の重要性について、特に今問題になっています環伊勢湾の交通体系についてお伺いします。

まず、一つ目は、鳥羽—伊良湖航路の存続についてであります。東三河地域と伊勢志摩地域を結ぶ循環交通の航路が廃止されようとしております。

そして、二つ目は、その鳥羽—伊良湖航路へと循環する伊勢自動車道、紀勢自動車道で、今年28日から、無料化社会実験が実施されようとしています。高速道路のさらなる活性化の問題であります。

三つ目は、その道路をさらに延ばして、答志島まで延ばす答志島架橋についてであります。

初めに、鳥羽—伊良湖航路の存続について質問をいたします。

本年3月24日に、伊勢湾フェリー株式会社から中部運輸局に、本年9月末日をもって鳥羽—伊良湖航路を廃止する旨の届けがありました。御承知のように、鳥羽—伊良湖航路は、国道42号に指定され、東三河と伊勢志摩を結ぶ重要な海の交通機関であります。この航路が廃止されますと、海に隔てられた両地域が分断され、両地域はそれぞれの地域の先端部であり、末端部となってしまいます。今は、渥美半島と志摩半島を結ぶ循環交通の途上にある伊良湖と鳥羽が、支線交通の先端部、末端部になってしまいます。これまで古くからあった人々の交通が途絶えてしまい、両先端地域は大きく地盤沈下をして、愛知県、三重県にとって極めて大きな損失になると懸念されます。

今、伊勢志摩は、神宮式年遷宮を3年後に控え、あらゆる交通手段を結集、整備して、伊勢を中心とした交通体系になるよう努めているところであります。3月の航路廃止の発表は、伊勢志摩地域、とりわけ本社のある鳥羽市にとって大変な驚きをもって迎えられました。また、対岸の田原市においても同様で、両市は早速対策会議を設置し、知事の要請もあって対策会議を広域に拡大し、県、国などへの要請を行うほか、航路存続を求める署名活動に取り組んでいるところであります。また、4月21日には、国の中部運輸局、中部地方整備局、愛知県、三重県、田原市、鳥羽市の6者で構成する鳥羽伊良湖航路対策協議会を発足させ、これまで3回の協議会を開催いたしております。鳥羽―伊良湖航路は、観光、水産物輸送、地域間交流に欠かせない重要な航路であります。航路廃止は、両地域にとっては、離島の定期船が廃止されるにも匹敵するような重大なことであり、このことは、半島をもって先端となし、海峡により分断され、行き詰まりの生活、経済を強いられるということにほかなりません。

県におかれましては、早速、鳥羽伊良湖航路対策協議会を立ち上げていただき、協議会で政策部長が座長を務めるなどリーダーシップを発揮いただいています。航路廃止が9月末であることから、遅くとも今月末ごろまでには、航路の存続と存続のための条件整備を行う必要があります。そこでお伺いします。

鳥羽―伊良湖航路は、前述の理由等により、いかなる困難を乗り越えても存続すべきと考えますが、知事の見解をお聞かせください。また、航路存続の受け皿として、幾つかの形態が考えられます。一つは、引き続いて伊勢湾フェリーが運航をする、二つ目は、新たな運航会社が運航する、三つ目は、官設民営、四つ目は、第三セクター等が考えられますが、いずれにしても、現在の負債を整理して、身軽になった運航主体が運営することになると思いますが、そのあたりの見通しについて知事の見解をお聞かせください。よろしく願います。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） まず、鳥羽―伊良湖航路についてどう認識しておるかということについてでありますけれども、この航路につきましては、観光はもちろんでございますが、物流、地域間交流、それから、災害時における代替輸送機能、こういったことに大きな役割を担っておりますし、国道42号の海の道という位置づけでもございます。したがって、三重県にとりましては大変重要な航路であるという認識でございます。

しかし、御指摘もございましたように、鳥羽―伊良湖航路の運航主体でございます伊勢湾フェリー株式会社のほうが、本年3月24日に、経営環境の悪化ということで航路事業を9月末日で廃止するという届け出を国に対して行ったところでございます。

そこで、航路存続に向けた方策を協議するため、愛知県、それから、鳥羽市、田原市に働きかけますとともに、国にも参画を要請いたしまして、4月21日に、鳥羽伊良湖航路対策協議会を設置したところでございます。

これまで協議会は3回開催をされまして、その中におきましては、航路が廃止された場合の影響分析でございますね、それから、事業を継承していくとした場合の条件整備等について協議を行ってきておるところでございます。

いろいろ、今、存続に向けてどういうケースがあるかというような協議も検討の中でやっております。ただ、航路の廃止期日が9月30日ということになっておるところでございます、時間も本当にないような状況の中で、今、早急にどういう対応が必要なのか、航路存続に向けた対応方針につきまして取りまとめをやっておるといふ状況でございます。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） ありがとうございます。

鳥羽―伊良湖航路の存在意義については、十分認識をしていただいているというふうに思います。そしてまた、対策協議会を早急に立ち上げていただいて、国も入れて協議をしていただいていることに、地元といたしましても本当に感謝申し上げておるところでございます。ただ、今、知事が申されたように、時間が余りにもないという中で、9月末が廃止の期限というこ

とに今なっていますので、それからいくと、船員の雇用の問題でありますとか、次の受け皿の問題等々考えていきますと、なかなか、3カ月前というのがある程度の目安ではないかな。それからいきますと、今月末というような時間も割り出されてくるわけでありましてけれども、具体的に、今協議をいただいておりますけれども、どんな形態へ持っていこうとしておるのか、その辺のことについてはまだ公にできないといいますが、もしできるのであればお願いしたいと思っておりますけれども。

○知事（野呂昭彦） これは、今、協議の最中でありまして、どういうふうな最終まとめになるかということがございます。ただ、さっきも申し上げましたように、時間が余りにもないということから、もう少し時間もかけて対応策をやっていく方法もないのか。すなわち、9月30日までしか、それ以降廃止だ言っておりますけれども、それも少し延ばすことができないのか、こういったことも現実的な、今、協議の中で検討をさせていただいております。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） ありがとうございます。この鳥羽伊良湖航路対策協議会で座長を政策部の小林部長に務めていただいております。特にこの中で座長という立場で、いわゆるリーダーシップ、これをしっかりとっていただいておりますというふうに聞いておりますけれども、その辺の意気込みも含めて、部長のほうから答弁をいただけたらというふうに思いますが。

○政策部長（小林清人） 今、こういう形で協議会を立ち上げて、3回協議をしていったら、伊勢湾フェリー株式会社のほうから資料をもらいましたら、昨年度より、4月、5月の2カ月間で1万名ぐらい旅客人員が増えています。結構それだったらいけるんじゃないかという話もやっていたんですけども、20%ぐらい増えているという形もありますので、知事の答弁にもありましたように、何とか残したいという形で頑張っております。今、要は航路を存続するのをだれにお願いをするのかというような形と、それから、その際、どのような環境整備が必要なのかという形なんですけれども、いろんな人たち

がいろんな形で御意見もあるし、それから、いろんな利害関係者の方々もありますもので、ちょっと今、この時点で、具体的にどうだという形は申し上げにくいところもあるんですが、ただ、おっしゃるとおり、9月末日という部分が廃止ですので、それに向けてというか、それまでに何とかいい方向に持っていったらいいなという形で頑張っていきたいと思っております。

以上です。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） ありがとうございます。

今、いろんな御意見が出て、存続に向けて一生懸命協議、議論をいただいておりますときに、別の形で物を言うのもどうかというふうに思いますけれども、鳥羽—伊良湖航路については、東と西を結ぶ、いわゆる東西、愛知県と三重県を結ぶというだけにとどまらず、いわゆる関東と関西を結ぶ、これまで、現在もありますけれども、伊勢湾口道路期成同盟会ですか、これと同じような意味を持たせた航路でありますので、本来は、伊勢湾フェリーから伊勢湾口道路に継承をされて、伊勢湾フェリーが廃止をするというのがこれまでの道筋だったというふうに思いますけれども、これがなかなか厳しい中で、それまでの間、これはいつになるかわかりませんが、ぜひ存続できますように。とりわけ小林部長のリーダーシップをよろしく願いしておきたいと思えます。

続きまして、伊勢自動車道、紀勢自動車道の無料化社会実験について質問をさせていただきます。

地域を活性化することは、交通を活性化することにほかなりません。民主党政権は、高速道路の原則無料化の方針のもと、人や物の移動がより活性化し、流通コストの引き下げや、産地から消費地への商品を運びやすくするなどによる地域と経済の活性化を目的として、平成23年度より、段階的に無料化を実施することとしています。このため、地域経済への効果、渋滞や環境への影響を把握することを目的として、今月28日から高速道路無料化の社会実験が行われます。対象区間は、全国37路線、総延長距離1626キロメートル

で、首都高速、阪神高速を除く高速道路の全体供用延長に対する比率は18%であります。対象車種は全車種。実験期間は、開始日から来年3月31日までとなっています。そして、効果の計測は、高速道路や一般道の交通量、渋滞等の変化を計測するため、実験前後で全国調査を実施する、また、地域経済への効果、他の交通機関への影響等について調査、分析を実施することとしています。

この地域の対象区間は、東海地方で唯一、伊勢自動車道の津から伊勢間、紀勢自動車道の勢和多気から紀勢大内山間の総延長78キロということであり、東海北陸合わせても唯一と言ってよい。三重県にとっては大きなメリットのある無料化社会実験であります。このことは、無料化区間とその延長上にある地域への観光客等の入り込みがぐんと増えるチャンスであります。すなわち、津から伊勢、多気から大台、大紀町までの無料化区間と、その延長上の伊勢志摩、東紀州にとって大きなチャンスが到来したと考えるべきであります。そこでお尋ねします。

無料化実験の趣旨、県としてのかかわり、無料化に合わせたイベント情報等の発信、イベント等への支援など、どのように考えておられるのかお聞かせください。

また、伊勢インターからつながる県営有料道路、伊勢二見鳥羽ラインが観光客等の流れを阻害している等の実態もあり、この際、無料化すべきではないかと考えますが、建設財源の借入金の償還など解決すべき課題もありますが、そのあたりの現状についてお聞かせください。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

○**県土整備部長（北川貴志）** まず、私のほうから、伊勢自動車道の先、伊勢二見鳥羽ラインの現状についてお答えいたします。

伊勢二見鳥羽ラインは、前回の遷宮の際に整備された道路でございまして、全長8.9キロあるんですが、そのうちの3.7キロメートルが有料道路区間となっております。平成元年に事業着手しまして、平成6年4月、遷宮の翌年に完成しております。

有料道路の計画といたしましては、平成36年4月までの料金徴集期間を設定して管理運営を行っております。建設事業費は、その際、50億円かかっておりまして、その資金調達として、国からの借入金が25億円、地方公共団体金融機構からの借入金が7億5000万円、それと、県出資金が17億5000万円、計50億円で工事を行ったということでございます。平成36年の料金徴集期間内にすべて借入金等を返して償還、無料化するという計画になっております。なお、平成6年の供用開始以来、黒字となっておりますので、平成21年度までに、借入金とか出資金の返済に充てる償還準備金というのは13億円充てております。差し引きすると37億円ということになります。

伊勢自動車道の無料化の社会実験がこれから始まりますので、その効果、また、本ラインへの影響等も注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔長野 守農水商工部観光局長登壇〕

○農水商工部観光局長（長野 守） 私のほうから観光関係の集客の方策について御答弁を申し上げます。

本年、津インターチェンジ以南の伊勢自動車道及び紀勢自動車道におきまして実施をされます高速道路無料化社会実験につきましては、本県への誘客のチャンスであるというふうに考えております。一方、公共交通機関への影響等も懸念されますことから、総合的に本県への誘客を図っていく必要があると考えております。

県では、これまで、高速道路無料化社会実験も視野に入れまして、今年のゴールデンウィークに、刈谷ハイウェイオアシスあるいは土山のサービスエリアで、市町等と協働いたしまして観光ブースを設置いたしまして、県内各地の観光情報の提供を行いました。また、あわせて、三重県観光連盟と連携をいたしまして、県産品のプレゼントあるいは優待クーポン券等を内容としました「美し国三重キャンペーン2010拡大版」というのを展開しております。誘客に向けました取組を進めているところでございます。

今後、中京圏あるいは関西圏の鉄道の主要駅あるいは高速道路のサービスエリア等での観光PR、それから、三重県観光連盟のホームページ等を活用いたしまして、県内市町のイベントなどの観光情報にあわせまして、高速道路無料化の情報も発信していく予定でございます。こうした事業を通じまして、本県への観光客の誘客につなげてまいりたいと考えております。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） ありがとうございます。

無料化に伴ってのいろんなイベント情報等の情報発信は、観光局を中心に県の観光協会等と一緒に進めていただけたという回答をいただきました。ぜひ、この地域では東海北陸合わせてここだけというふうに思いますので、無料化になるということは大変なことでありますし、それと、伊勢志摩、東紀州のこの地域のすばらしさというのをぜひ発信していただきたいなというふうに思います。

それから、伊勢二見鳥羽ライン有料道路の件でありますけれども、県土整備部長に答弁を求めた私が悪かったんだろうというふうに思いますけれども、当然、50億の借金をして、そして、道路をつくったわけですから、その返済に通行料を充てるという約束でこれまでやってきておるわけでありまして、答えは当然そんなふうになるかというふうに思いますけれども、そのことが、200円の区間があるということだけで、なかなか伊勢から鳥羽、志摩へ車が行けない、そんな実態があるというふうに私は思っております。ぜひこれは、いわゆる交通政策として、また政策部長になりますけれども、ぜひこの有料期間の前倒しをして、できるだけ早く無料にさせていただけるように、政策部のほうもしっかり議論をしていただきたいなというふうに思います。まさにのど首に魚の骨が刺さったような状態であると私は思っております。

実態を申し上げますと、今年のゴールデンウィーク、最後のいわゆる土日祝日1000円という、そういうものがあったわけでありますけれども、伊勢志摩地域への観光客の動向というのは、昨年比で、伊勢神宮内宮で27%の増、外宮が23%の増、まさに土日祝日一律1000円という効果で、伊勢までは大き

な伸びとなっています。一方、伊勢二見鳥羽ラインを通っていくと考えられる地域の入り込み客数は大きく減少をしております。主な施設では、志摩スペイン村で6%、ミキモト真珠島17%、鳥羽水族館17%、鳥羽湾めぐり17%、イルカ島21%、海の博物館22%の減少でありました。有料道路では、伊勢志摩スカイライン、これが21%の大幅増であったにもかかわらず、伊勢二見鳥羽ラインはわずか1%の増にとどまっております。このゴールデンウィークの期間というのは、4月29日から5月6日までの期間でありますけれども、この期間、伊勢湾フェリーも随分と利用が増えて、たしか二十何%増えたということを伺っております。こういう面からいきますと、確かに伊勢までは来て、内宮、外宮、大変にぎわっていますし、外宮の前、浦田町は大変な渋滞になっておる。しかし、鳥羽へ行くとお客さんがいない。こんな現状があるというふうに思います。これはすべて伊勢二見鳥羽ラインのせいだとは言いませんけれども、数字が示しておるのは、やっぱりそのことを裏づけておるような、私は気がいたします。

本当に伊勢までは1000円で、これまで気持ちよく来ておったわけでありませぬけれども、あの伊勢二見鳥羽ラインのゲートで200円を受け皿へほうり込んで通行しなければならない、これがドライバーにとって本当に気の毒だなどというふうに思っておりますし、車から上半身を乗り出して、受け皿へ200円をほうり投げて、失敗して、路上に落ちてしまって、本当に難儀している県外ナンバーの車を私は毎日目撃しております。必ず県外ナンバーです。本当に申しわけないなど、こう思いながら通っておりますけれども、ぜひ交通政策として一日も早く無料化をしていただきたいし、そしてまた、通常のやり方で返済していくんだというのであれば、これはずっと黒字やという話もありますけれども、いわゆる回数券なんかほとんど知られていない。私も初めてこの4月に回数券を買いましたけれども、2万円のところ、1万6500円ぐらいで、チケットですので非常に便利です。こういうこともやっぱりもっともってPRしながら、あの道を通ってもらうという努力をしなければならないのではないかなというふうに思っておりますのでございます。

政策部長のほうで、今の件についてコメントがありましたら。何も通告しておりませんけれども。

○政策部長（小林清人） 伊勢二見鳥羽ラインを考えるとときには、前にありました鳥羽—伊良湖航路の問題というのも関連してくる形かも知れません。伊勢二見鳥羽ラインを無料化することによって、鳥羽—伊良湖航路という部分に影響を与えるかも知れません。そういうことも考えながら交通政策としては対応していくという話になってくるのかなというふうに感じております。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） ありがとうございます。当てた私が悪かったと思いません。

フェリーの存続の問題と、それから、高速道路の無料化の問題、相矛盾するというふうに言われる方がたくさん見えるんです。確かに、伊勢湾フェリーは、一律1000円、それから、今後行われるであろう無料化、これによって今まであった借金を返していけない、そういうところに立ち至ったので廃止をするという決意をされたというふうに思っておりますけれども、地域にとっては、いわゆる交通がスムーズに流れるというのが一番ありがたいことであって、望ましいことだと、こんなふうに思っております、当然、フェリーのほうもスムーズに伊良湖まで通っていただくのがありがたいことですし、高速道路も無料化で、そしてまた、伊勢二見鳥羽ラインも無料になるというのが、これは本当にありがたいことだと、こんなふうに思っております。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、答志島架橋について質問をさせていただきます。

私は、昨年12月に一般質問に立たせていただきました。それは、10月20日に本会議で離島架橋の早期実現を求める請願が全会一致で採択されたことや、政権交代で「コンクリートから人へ」の民主党政権が誕生するなど、政治情勢の変化を受けて、念願の答志島架橋について知事の見解を伺ったものであります。

この一般質問に、答志島から110人もの人々がはるばる県議会へやってきました。島民は、架橋について前向きな答弁があるだろうと、大きな期待があったわけであります。しかしながら、知事の答弁は、架橋には多大の費用がかかり、国の補助金に頼らざるを得ない、しかし、国は政権交代し、「コンクリートから人へ」を打ち出している。ハード事業に抑制がかかるかもしれないというもので、我々から見れば、まるで他人事のような答弁に聞こえました。皆さんがっかりして帰ったわけであります。

私は、答志島架橋について、県として架橋をするべきか否かを問うたのでありまして、架橋すべきとした場合に、初めて国に対して手を挙げるということになるわけであります。したがって、国に対して手を挙げてから、国が「コンクリートから人へ」の民主党になったとか、あるいはハード事業に抑制がかかるとかいうことを言うていただくのが筋ではないかなというふうに思うわけであります。

三重の離島は、少子・高齢化や人口減少が著しい。豊かな自然、水産資源、歴史や文化を持ちながら、これまで島に住む人々がどんどんいなくなり、伝統ある祭りやコミュニティを維持できなくなると考える風潮に傾いてきました。何よりも、島々が鳥羽市や三重県の末端と化し、今の定期船が維持できなくなると、末端細胞のように壊死してしまう。そうならないように、鳥羽の島々の中で面積と人口が最大である答志島に橋をかけようという機運が高まってきています。橋をかけることで、伊勢湾漁業の最大拠点さをさらに充実し、観光交流の一大拠点にしたい、そして、島の歴史、文化の発信拠点として、答志島を中心に鳥羽の島々の海上交通も循環をさせ、答志島だけでなく、環伊勢湾全体に恩恵を与える拠点になりたいという思いからであります。そこで知事にお尋ねします。

全国での離島架橋は、人口が143万人の長崎県で24本かかっています。一方、人口が186万人の三重県が1本もかかっています。なぜ1本もかかっていないのか、知事の見解をお願いしたいと思います。

また、答志島架橋について、三重県民である答志島のほとんどの住民が架

橋に対する署名をし、鳥羽市民、地元住民団体が架橋を熱望し、地元市議会が早期実現を求め、地元市長が積極的な発言をし、県議会が早期実現を求めているのに、知事だけがはっきりしないわけであります。主権在民の民主主義の社会で、なぜ県として架橋方針の意思を固められないのでしょうか。ぜひ固めていただける答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〔野呂昭彦知事登壇〕

○知事（野呂昭彦） 離島架橋の早期実現につきまして、昨年の10月に本議会で請願が採択をされたところでございまして、住民の方々の架橋にかける思いということについては、私も十分認識をしておるところでございます。また、島の産業、それから、住民生活のライフラインを支える役割、こういったものも大きいというふうに理解をしております。

架橋につきまして、長崎県の例も挙げられましたけれども、全国的にいろんな整備を進めている県もございまして、地域によりまして、地理的な状況であるとか、あるいは過去からの経緯等、その状況は様々でございまして、一概に本県と比較するという事は難しいのではないかなど、こう思っております。

また、離島とか、離島以外の地域も含めまして、自然や文化、生活など、架橋が地域に与えます影響、こういったものについても十分検討していく必要がございますし、影響を受ける方々については、その理解を得ていく必要もございます。

さらに、整備につきましては、県民の理解とあわせ、多大な費用が必要でございまして、厳しい県財政の状況の中にあきまは、国の支援に頼らざるを得ない状況にございまして。一方で、御承知のとおり、公共事業予算は年々削減をされてきておるところでございまして、今後の動向というものを十分見きわめていく必要があるのかなど思っております。

しかし、こういう中で、昨年11月に、県と鳥羽市、志摩市で構成をします離島振興担当課長会議を設置したところでございまして、この中で、全国的な事例も踏まえながら、離島架橋をはじめとする離島振興に関するいろんな

課題について検討もしておるところでございます。

今後も、国の動向や他県の事例などにつきまして、情報収集いたしてまいりますとともに、関係する両市と連携し、取組方法等について幅広く検討していきたいと、こう思っております。中村議員の思いについては、重ねてしっかり受けとめておきたいと思えます。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） 12月と全く変わらない答弁をいただきました。今、いろんな意味で財政難の中で、これからどうやってそれをやりくりしていくかという知事の責任があるというふうに思うんですけれども、例えば、今日、知事が、「答志島架橋について決断を今日しましょう」とこう言われたとしても、橋がかかるまでに、それから国との折衝が始まって、国で採択をいただいているから、それまでに、国で採択をいただくまでに何年かかるのかということですね。そして、着工をして、それから、着工してから10年、早くともかかるというふうに言われておるわけです。ですので、いつまでも同じところで足踏みをしておると、いつまでたっても橋がかからない。知事が決断していただければ、10年先まで知事をしておることはないと思えますけれども、それに道筋をつけていただいた知事として、我々は本当にありがたく思うわけでありましてけれども、将来に希望を持って生きられるという、この国の形、この国のあり方でありましてけれども、将来に希望を持って生きられる、やっぱりそれは離島の島の人たちにとっても同じ思いだというふうに思うんです。たとえ県が決断をいただいたとしても、10年あるいは20年かかるという前提のもとでお願いをしておるわけでありまして、ぜひもう一言、知事の前向きな答弁をいただきたいと思えます。

○知事（野呂昭彦） したがって、最後に申し上げましたように、中村議員並びに地元の皆さんの思いということはしっかり受けとめておきたいと思えます。

今、離島振興担当課長会議のほうでいろいろ議論をやっておるところでありますから、病院でも可能性調査というのをやりましたけれども、やはり事

業を進める際には、そういったところも含めていろんな議論をしっかりとやっておいていただくということが大事ではないのかなと、こう思っておるところであります。

〔15番 中村 勝議員登壇〕

○15番（中村 勝） ありがとうございます。

何かをやる場合に、やっぱり筋道をつけて、手続を踏んでという今知事の答弁だったというふうに思います。担当課長会議を立ち上げていただきました。それを早速いろいろ議論をいただいておりますので、取りまとめた上で、再度知事にその決断をいただく日が近いうちに私は来るだろうと、こんなふうに思っておりますけれども、私もいつまでも待てないんです。ぜひそのことを決断いただいて、前へ進めていただきますようお願いをいたしまして、ちょっと時間が余りましたけれども、私からの一般質問にかえさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

休 憩

○副議長（森本繁史） 本日の質問に対し、関連質問の通告が3件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後2時58分休憩

午後3時15分開議

開 議

○議長（三谷哲央） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○議長（三谷哲央） 質問を継続いたします。

最初に、前野和美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。21番 竹上真人議員。

[21番 竹上真人議員登壇]

○21番（竹上真人） 午前中の前野和美議員の関連をさせていただきます竹上です。

農家の戸別補償制度が始まりました。様々な議論がある制度であります。私個人としては、よいところもある、悪いところもある、総じて言うと、長続きしない制度ではないかと、こうやって思っておりますけれども、しかし、とにもかくにも始まったわけでございます。

そこで、まずお聞きをしたいと思います。この戸別補償制度の締め切りが今月末ですね、あと半月、迫っておりますけれども、現時点での加入状況をまずお聞かせください。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 5月末現在で6751件が地域水田農業推進協議会、ここを通して申請するわけでございますけれども、提出されておまして、全体の予定を3万5000と想定はしておるんですが、その約19%になっているところでございます。

[21番 竹上真人議員登壇]

○21番（竹上真人） 5月末ですから、もう少し増えておるかわかりませんが、19%、約2割ですね。

要するに、じゃ、この制度は選択制ですから、周知が足りないのか、それとも、自由につくれるほうを選択したのか、もう既に作付はほとんど終わっていますから一体どっちなのかと、その御所見をお願いします。

○農水商工部長（渡邊信一郎） この要因につきましては、いわゆる本対策が、従来ですと地権者に交付を行われたものが耕作者に変更されておりますことから、例えば、県内でも多くあります集団麦作の地域では、生産農業間での申請面積の調整が実は必要になってまいりますので、それは現在、実は地域の地域水田農業推進協議会が集落で調整を進めておまして、また、あわせて、議員御指摘のように、6月30日が締め切り期限ですが、この地域水田農

業推進協議会を通じますと7月末まで期限が延長されることから、7月中において地域水田農業推進協議会におきまして加入漏れがないかどうかすべてチェックして、完全に申請できるように進めたいと考えております。

[21番 竹上真人議員登壇]

○21番（竹上真人） 地域水田農業推進協議会を通せば7月いっぱいというふうなお答えでしたけれども、私は、ちょっと危惧をしているのが、本当に周知がされているのかどうか。いまだに、地域の懇談会へ行って、えっというふうな話をよく聞くわけですよ。今回は、特に心配なのは、この秋の新しい新米ができて上がったときに供給過多になっていないかと、この問題が一番心配でございますが、供給過多になる可能性というのはどうでしょうか。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 供給過多への懸念でございますけれど、現時点で全国の加入状況が非常に不透明でありますとか、今年度の作柄がどうなるかわからないことから、現在では判断はできないと思っております。ただ、三重県におきましては、米の作付状況を踏まえますと、本県だけで限りますと、生産過剰にはならないものと判断をいたしております。

以上でございます。

[21番 竹上真人議員登壇]

○21番（竹上真人） 生産過剰にならないと、本県だけを見ればというふうなお答えでございました。

もう一つ心配なことを申し上げると、いわゆる米の値段ですね。これが大幅に下落しないか。非常にこれが多くの農家の皆さんから心配の声が寄せられております。もし、米価が大幅に下落した場合、今回の制度は、加入している方は変動部に対する所得補てんがございます。なので、米の値段が下がったって困りませんよと、こういうことなんですけれども、この制度が周知をされなくて、結局加入しないというふうな方の場合は、米の値段が下がれば、その分が結局その農家の収入にそのまま響いていくと、こういうことになるわけですね。そうなったときに、それはあなたが自由に選択したんだから自己責任でしょうと、そういう話になるのか、どういうふうなお考えかお

聞きしたい。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 米価の下落の場合ですが、議員御指摘のとおり、加入者には当然補てんという制度がございますが、残念ながら、加入していない方々の補てんは当然受けられません。したがって、県としても、そういう制度上の内容を十分農業者の方に説明して、誤解のないように制度の選択をしていただくことを今後十分説明してまいりたいと考えております。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

○21番（竹上真人） そこら辺の思いはよく私もわかりますし、ぜひともそういった周知をやってほしいなど。これは、周知するのは国の責任です。けれども、県としても、農政を預かっている以上、県は知りませんよという話ではないだろうな、そんなふうに思っております。

そこで、仮にの質問になりますが、大幅に米価が下落しちゃったと。そのときに、思ったよりも加入率が低かった。その場合に、県として独自の策を検討する用意があるかどうかお聞きしたい。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 私どもとしては、できるだけ制度の加入を勧めさせていただいて、そういう農業者が出ないようにというのがまず第一だと考えておりますし、加入率のまず達成が私どもの最初の責務だというふうに考えておまして、その後の話については、またその状況に応じて検討をさせていただきたいと思っております。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

○21番（竹上真人） まあ、答えとしてはその程度かなと思いますが、そうなったときには検討したいというお答えをいただいたので、とりあえずは納得をしておきたいと思っております。

今回、私としては非常に危惧するのは、今部長がおっしゃられたとおり、作付が昨年同様なんです。ということは減反をきちんと守っている農家も多いということになるはずなんです。そのときに、今の現時点で多分30%ぐらいなんです。対象農家が大体3万5000戸ということは、7割、2万4000戸がまだ加入手続をしていないと、こんな状況でございますよ。この2万4000

戸の農家が、果たしてこの月末、もしくは7月いっぱいまでにきちんと加入ができる、手続ができるのかどうか。余りにも少しこの対応が県内では遅いような気がしてならないんです。そこが少し心配なところですので、県としても、これに関しては今まで以上に努力をして、この制度の周知、そして、加入していただくような後押しを今後やっていただきたいと思います。決意のほどがあれば、よろしくをお願いします。

○農水商工部長（渡邊信一郎） 新たに始まったモデル対策ということで、今までと大きく制度が変わっております。農家の方もかなり戸惑いもあり、制度の内容の周知に十分努めて、この制度の趣旨を御理解いただいて、積極的に活用いただけるように努力してまいりたいと思っております。

〔21番 竹上真人議員登壇〕

○21番（竹上真人） 終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 同じく、前野和美議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。7番 小林正人議員。

〔7番 小林正人議員登壇〕

○7番（小林正人） 7番、自民みらいの小林正人でございます。午前中の前野議員の関連質問をさせていただきます。

高齢者福祉問題についてでございますが、施設整備の状況、とりわけ今回は特養の整備状況についてでございます。

先般、厚生労働省の調査で、全国で特養待機者の数は約42万人と発表されました。本県においても、先ほど、午前中、前野議員からも御紹介がありましたが、約1万人、正確には1万4462名、これは平成21年度のデータでございます。県内の待機率は約25%で、この数値といえますのは、特養待機者数を単純に要介護認定者数の数で割ったものでありますが、4人に1人が入所を希望しておるということになります。ちなみに、待機者が最も少ないのは、1番目に徳島県、待機率約5%でございます。2番目は大阪府、約5.8%となり、我が県は、残念ながら、47都道府県中47位というふうになっております。また、県内市町別に見てみますと、特養1床当たりの人口でございますけれ

ども、一番多いのが桑名市の576人、次に、いなべ市467人、3番目に、私の地元であります鈴鹿市、412名となっております。このような現状を踏まえて、先ほど、前野議員の質問のときに部長がおっしゃられました計画、平成21年度から23年度までに700床ほど増を予定しておると。しかしながら、その3分の1程度になってしまう。約250から260床ぐらいですか、そのようなことになってしまうんですが、今、財政状況が大変厳しいというのは承知しておりますけれども、この23年度以降も同じような考え方でいかれるのか、また、今以上の構想、また、強い理念を持って取り組んでいかれるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。よろしく申し上げます。

○健康福祉部長（真伏秀樹） 高齢化の進行でございますとか、家族形態の変化などに伴いまして、ひとり暮らしの高齢者でございますとか、高齢者のみの世帯が増加するとともに、認知症の高齢者の増加というのも大変増加が見込まれておるところでございます。先ほど御指摘がございましたように、特別養護老人ホームの入所待機者が多いことなどからも、施設整備についての重要性というのは、私どもは十分認識をいたしております。

御紹介がございましたように、現在の特養のほうの待機者の状況を見ますと、これは昨年の9月時点の調査でございますけれども、県内では1万575人の方が入所の申し込みをされていると。その中で、特に介護度が高い、重度の介護者の方、それから、単身世帯で必要な方というふうな方が大体3881人いらっしゃいまして、なおかつ、この中で、現在自宅のほうで待機をしていらっしゃる方というのが1966人という状況でございます。

今の状況も踏まえまして、第4期の介護保険の計画というのが平成21年から23年度になるわけなんですけれども、この最終年度でございます23年度には、こうした待機者の状況でございますとか、それから、経済対策等の効果というのも期待をさせていただいて、通常の計画よりも約3分の1を上乗せしたいということを前野議員のところでも答弁させていただいたところがございます。

24年度以降の整備につきましては、第5期の介護保険の事業支援計画とい

うのを23年度に策定をすることになります。これは、平成24年度から26年度までの3年間の分を策定するわけでございますけれども、介護保険全体の国の方針等についても、まだ現時点ではわかっておりませんけれども、そうした方針もいずれ出てまいると思います。

それと、各市町のほうの待機者等、利用見込みの数もしっかり調査をさせていただきながら、市町としっかり連携をさせていただいて、少しでも高齢者の方の安全・安心な生活の確保ができるように、整備のほうは進めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

〔7番 小林正人議員登壇〕

○7番（小林正人） ありがとうございます。23年度以降もしっかりと考えていっていただきたいと思います。

私、個人的には、このベッドの数とか、いろいろこういう増床に当たって、新規施設を増設する場合なんか、例えば、従来型の施設は認めない、ユニット型でなければ今後整備はしていけないというのも、ベッドの大幅な増床の弊害になっているような、そんな気がいたします。

今日は、余り時間がないので、もうこれ以上のことは聞きませんが、次回改めて、また詳しくお聞きしたいと思います。

最後に、高齢化、65歳以上の方ですが、団塊の世代と言われる昭和22年から25年、約400万人おられました。それが、平成に入って1500万人、そして今年度は約2900万人と、急速に加速をしております。また、介護保険料、別の観点から見えますと、三重県、これは平均でございますけれども、月当たり約4189円、全国平均は4160円でございます。全国平均を上回っておる介護保険料を払っておられる三重県民。どうか平等にサービスが受けられるよう、今後県の施策をもっと充実していただきますよう強く要望させていただいて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（三谷哲央） 次に、館直人議員の質問に対する関連質問の通告があり

ますので、これを許します。39番 舟橋裕幸議員。

[39番 舟橋裕幸議員登壇]

○39番（舟橋裕幸） 新政みえの舟橋でございます。館直人議員の競技スポーツの振興についてに関連して質問をさせていただきたいと思います。

館議員のほうから、新スポーツ振興計画の中に、武道館の整備についてどのようにという質問がありました。教育長のほうからは、先日配られました請願の書類経過をなぞるような、熱意も配慮もない答弁をいただきました。

請願を申請した一人の議員として、また、三重県武術太極拳連盟の会長として、あの当時、採択をいただきましたことに対しては非常に感謝をしておりました。しかしながら、そのときには、御案内のとおり、三重武道館は県と市の共同経営であります。加えて、博物館のことも含めて財政的な問題を考えれば、すぐものにはならないわねという思いがございました。

しかしながら、今は随分環境が変わってきているわけであります。館議員からも少し御紹介がありましたけれども、津市が具体的に新体育館の整備についての議論を始めました。その答申内容を見ておりますと、大きな第1体育館、そして、第2の体育館、加えて、第2の体育館を併用するかどうかは別にして、武道館的なものも視野に入れた体育館、加えてプールまで整備をしようという大きな構想が今動きつつあります。具体的な財源としましては合併特例債も考えているようでございますから、当然のことながら、平成27年タイムリミットということになります。逆算をすれば、この22年度か23年度には、津市は、具体的な内容として体育館整備についての公表をされてくるだろうというふうに思います。今まで津市が何も動かなかつた、動きがないから、まあ、県も検討ということならいいんですけども、具体的にこれだけ津市が動き出した中で、そうなった場合、県の今の武道館はどういう形の将来像が描かれてくるんでしょう。

一つは、県が、津市が整備しようとする体育館に乗っかっていくのか、または、市がどういう動きをしようと、県と市によって今の武道館を運営していくのか。これは、当然、津市にとったら二重負担になるのも事実でありま

す。また、県は、独自で他の都道府県と同じように県立の武道館を建てるのか。市にとってはありがたい話であります。

しかし、今ここでそれを求めるのではなく、新たなスポーツ振興計画に、こういう時期だからこそきちっと県は明記をしますと、将来ビジョンを出しますというお答えをいただいでしかるべきだろうというふうに思いますけれども、その点について教育長の御所見をまずは聞きたいのと、もう1点は、時間の関係もありますので、新スポーツ振興計画、今後、新年度に向けて策定されるわけでありますけれども、どういったタイムスケジュールで策定されていくのかもお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（向井正治） 舟橋議員お尋ねの津市の状況でございますけれども、新聞報道等もございましたので、津市のスポーツ施設基本構想の中で総合的な屋内スポーツ施設に武道場機能を持たせるという方向で検討されるということは聞いております。

武道館を含めまして、県内スポーツ施設につきましては、現行の第6次のスポーツ振興計画におきまして計画的に検討されるということにされております。今現在、その検証作業中でございます。

県内のスポーツ施設につきましては、今までもお答えしていますように、県内各市町の計画でありますとか動向を注視しながら、中長期的な視点を持ちながら検討していく必要があると考えております。このため、次期のスポーツ振興計画の検討を進める中において検討していくと考えております。

武道館の将来像につきましても、これらにつきまして、今後、市町の御意見も聞きながら、今後のあり方について検討する必要があると考えております。

次期の三重県のスポーツ振興計画の策定につきましては、三重県スポーツ振興審議会におきまして現在検討を進めております。秋ごろには中間案を取りまとめる予定としております。その後、広く県民の皆さんの意見を聞くためにパブリックコメントを実施したいと考えております。また、節目、節目には県議会への御報告も申し上げまして、御意見をお聞きしてまいりたいと

考えております。年度内には、平成23年度からの4カ年の計画であります第7次スポーツ振興計画、仮称でございますが、これを策定して、来年度より実施してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） タイムスケジュールはよくわかりました。スポーツ振興計画に三重県の武道館の将来像を書き込むのですかと私は聞いているんです。検討していますというお答えじゃなくて、あくまでも、どういう内容かは別にしても、やっぱり津市がこれぐらい動き出した中ですから、関連する市長さんと十分協議をしながら、具体的内容を詰めて振興ビジョンに書き込みたいと思いますぐらいのお答えをいただきたいんですけど、もう一回御所見を伺いたい。

○教育長（向井正治） 今現在のスポーツ振興審議会において議論が進められております。その中では、当然、各市町の状況とか、いろんな意見も聞きながら話が進んでおります。その中で、当然ながら、武道館の将来像につきましても検討が進められる、そういうものだと思っております。

〔39番 舟橋裕幸議員登壇〕

○39番（舟橋裕幸） 検討じゃなくて、書き込むのですかと私は聞いているんですけどね、もうこれ以上やっても恐らく無駄だと思いますけれども、9月の会議でその素案が出てきたときに、またもう一回改めて議論はさせていただきますけれども、ぜひとも、きちっと将来のビジョンを今スポーツ振興計画に明記していただきますことを強く求めますとともに、知事は文化に御造詣が深く、市長はどちらかというとスポーツに造詣が深く、足して2で割れば、もう少し津市もよくなるのかなと思いますから、スポーツにも格分の配慮をお願いして、終わります。（拍手）

○議長（三谷哲央） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（三谷哲央） お諮りいたします。明15日は休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷哲央） 御異議なしと認め、明15日は休会とすることに決定いたしました。

6月16日は、引き続き、定刻より、県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（三谷哲央） 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時38分散会